

令和7年8月20日

令和7年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

令和7年第3回岬町議会定例会第2日会議録

○令和7年8月20日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場 3階 本会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番	大里	武智	2番	松尾	匡	3番	早川	良学
4番	中原	晶	5番	竹原	伸晃	6番	奥野	史
7番	道工	晴久	8番	谷地	泰平	9番	谷崎	整
10番	出口	実	11番	瀧見	明彦	12番	坂原	正勝
欠席議員 0名、								
欠員 0名								
傍聴 7名								

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町長	田代	堯	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田	晃久
副町長	中口	守可	総務部理事 兼総務課長	南	大介
副町長	上田	隆	総務部理事 兼財政改革部理事	谷	卓哉
教育長	古橋	重和	しあわせ創造部総括理事	辻里	光則
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端	慎也	しあわせ創造部理事 (地域福祉・高齢福祉関東)	中田	美和
総務部長 会計管理者	西	啓介	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井	理香
しあわせ創造部長	松井	清幸	都市整備部理事 (建築担当)	佐々木	信行
都市整備部長	小坂	雅彦	都市整備部理事 (産業観光促進・新たなみさき公園担当)	吉田	一誠
教育次長 兼指導課長	松井	文代	都市整備部理事 (新たなみさき公園担当) 兼産業観光促進課長 (観光推進担当)	新保	太基

まちづくり戦略室理 (秘書・政策推進担当)	川 島 大 樹	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当)	岩 田 圭 介
兼町長公室(秘書担当)課長		兼生涯学習課長	
兼企画政策推進担当 (政策推進担当)課長		兼青少年センター所長	
まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	財 政 改 革 部 財政改革課長	中 塚 瞬 泰
まちづくり戦略室 企画政策推進室監	寺 田 武 司		
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長松 本 啓 子 議会事務局主幹兼係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和7年8月19日から9月9日（22日）

○会議録署名議員

6番 奥野 学 7番 道工 晴久

議事日程

- | | |
|--------------|--|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 議案第37号 | 令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）について |
| 日程第 3 議案第38号 | 令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について |
| 日程第 4 議案第39号 | 令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について |
| 日程第 5 議案第40号 | 岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 議案第41号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 議案第42号 | 岬町下水道条例の一部改正について |
| 日程第 8 認定第1号 | 令和6年度岬町一般会計決算の認定について |
| 日程第 9 認定第2号 | 令和6年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について |

日程第10 認定第3号	令和6年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第11 認定第4号	令和6年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
日程第12 認定第5号	令和6年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
日程第13 認定第6号	令和6年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
日程第14 認定第7号	令和6年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
日程第15 認定第8号	令和6年度岬町下水道事業会計決算の認定について
日程第16 報告第1号	令和6年度岬町健全化判断比率の報告について
日程第17 報告第2号	令和6年度岬町下水道事業会計資金不足比率の報告について

(午前10時00分 開会)

○坂原 正勝議長 皆さんおはようございます。

ただいまから令和7年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻10時00分です。

本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下関係職員の出席を求めております。

これより本日の会議を開きます。

○坂原 正勝議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして、質問を許可します。

なお登壇者については、発言が聞き取りにくいとの意見があるため、マスクを外した上で発言することといたしますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、早川良君。

○早川 良議員 皆さんおはようございます。早川 良でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問ではこれまで議会で提案した案件で調査研究や検討すると、手当をいただいた案件7件についてのその後や進捗状況について質問させていただきます。

まず1点目。自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成についてのその後や進捗状況についてをお聞かせください。

○坂原 正勝議長 危機管理監 寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問にお答えいたします。

岬町地域防災計画中、自主防災組織の育成の規定において、住民による自主的な防災活動への取組について啓発し、自主防災組織の結成及び育成、消防団や民生委員・児童委員等と、これらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努めるとしております。

近年災害が激甚化、頻発化する中、本町では、来るべき大災害に備え、地域住民が主体となる自主防災体制の整備として、コミュニティタイムラインの作成に当たり、支援を進めているところであり、その中心を担う存在として、自主防災組織の結成、育成に取り組んでおります。

このうち、防災リーダーの育成の一環として、防災士の資格取得も選択肢として取り入れたいと考えます。

本町といたしまして、防災士資格を取得された方には、岬町の地域防災力

の向上の役割を担う、その名称を仮に岬町登録防災士として登録いただく制度を設け、本人の居住以外も含め、地域の防災活動に参画し、持っている知識や経験等を発揮してもらうことで、地域防災力の向上に寄与できるものではないかと考えております。

防災士は民間資格であり、この資格取得に当たって、取得に要した費用について、本町が公費で補助することにより、本町が実施する防災に関する事業について、積極的に参加いただきたいと考え、先行する自治体の制度を引き続き比較・検討し、本町に見合った登録防災士の制度、及び資格取得支援に係る補助制度を構築した上で、財政負担も併せて総合的に判断したいと考えております。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 ただいま担当課から、防災士の資格取得や、登録制度の構想について前向きな答弁をいただきました。

しかし私は、この取り組みを検討課題として、先送りするのではなく、今すぐ着手すべき優先課題だと考えています。全国各地で大規模火災が頻発し、発災からわずかな時間で生死が分かれる現実があります。その瞬間に命を守るのは、行政の公助だけではありません。地域に暮らす私たち自身の自助と共助の力です。先日開催した多奈川地区での防災講習でも、管理監が何度も、住民の方に呼びかけていた自助と共助です。その事業の要となるのが、地域の防災リーダーです。避難行動、安全確認、情報伝達、避難所運営、こうした活動を的確に指揮できる人材が各地区にいるかどうかで、事態は大きく変わります。だからこそ、資格取得の補助制度や登録制度での細部を詰めてから動くのではなく、まず育成を始めることが必要です。準備中にも、災害は待ってくれません。岬町の未来のために、そして何より、町民の命を守るために、できるだけ早く始めることこそが最大の防災対策であります。地域の防災リーダーを1人でも多く育成し、災害に強い岬町をともにつくることを訴え、次の質問に移りたいと思います。

次は、個別戸別受信機等の設置促進についての、その後や進捗状況についてお聞かせください。

○坂原 正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 戸別受信機の設置について調査研究、検討した内容についてお答えいたします。

本町に限らず、山間部などは電波の受信状況が悪いため、各地の拡声子局よりも受信感度が劣る戸別受信機の導入は不向きであることは、かねてより指摘されていたため、令和7年当初に実際の戸別受信機を用いて、受信感度の実地調査を行いました。

その結果、山間部のような電波不感地域では、受信が不安定であり、戸別受信機単独では十分な性能を発揮できず、現行の防災行政無線設備に新たに再送信子局を整備することが必要不可欠であることが裏付けられたことから、戸別受信機の設置と合わせると、想定よりも多額の改修費用が必要なことが判明いたしました。

戸別受信機の整備費用につきましては、緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債の適用を検討していたことから、令和7年度中の事業実施のために、大阪府へ適用の可否について問い合わせしましたところ、不感地域解消のための再送信子局の整備につきましては、防災行政無線の機能強化事業として、緊防債の適用が可能である旨の回答を得られましたが、本事業の主目的である戸別受信機の整備につきましては、一品当たりの取得価格が20万円以上という要件を満たさないため、緊防債の適用が不可能である旨の回答でした。

また、無線以外の伝達手段として、ケーブルテレビを活用した通信機器についても模索しましたが、本町内で事業展開をしている2社のうち、1社は戸別受信機に相当するサービスの提供を行っておらず、もう1社は他の自治体で実績があることから、事業者の協力を得て、本町の状況を確認すると、ケーブルを配線している地域では、導入可能ではあることはわかりましたが、一方で、町内にはケーブルが配線されていない地域があり、町の全域が導入可能ではないこと、及び、この地域と電波不感地域がほぼ一致していることも判明いたしました。以上のことから、令和7年度における事業化はできませんでしたが、ケーブルテレビの延長などにつきまして、地元区長との協議を進め、引き続き取り組んで参ります。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 答弁ありがとうございます。

戸別受信機の導入については、山間部の電波不感地域や財源の課題など、様々な制約があることは理解します。

しかし私はあえて強く申し上げたいと思います。災害時に情報を確実に伝えることは、命を守る上で最も重要な防災対策であるということです。発災からわずか数分の遅れが、多くの命を失わせる可能性があります。だからこそ、技術的、財政的な課題があるとしても、町として諦めるのではなく、あらゆる手段を組み合わせても、情報伝達の精度を高める努力を継続すべきです。

また、災害発生時に、地域で命をかけて活動してくださる消防団員の皆さん彼らは昼夜を問わず、出動してくれます。それにもかかわらず、サイレンがうるさいという苦情で心を痛めているという現状があります。私はこの現状を改善する方法を、模索すべきだと考えています。サイレンの事前周知の徹底、或いは受信機などの代替手段との併用、地域の命を守るために活動する人が、批

判ではなく、感謝を受けられる環境を整えることは、チームの町の責務です。岬町が災害に強い町であり続けるためには、情報の確実な伝達と、それを担う人材の理解、協力、この両輪が欠かせません。その実現に向け、引き続き取り組んでいただけることを要望し、次の質問に移ります。3行目、ペット同行避難についての、その後や、進捗状況についてお聞かせください。

○坂原 正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 ただいまご質問のありました、ペット同行避難についてです。

これまでの各施設管理者からのご意見を踏まえて、施設の現状をもとに、本町が想定する施設内のペット避難スペースの位置を施設ごとに図示する作業や施設の使用方法、ルールの周知などについて取りまとめた資料を各施設管理者へ提案し、了解を得ることができました。

この内容につきましては、8月20日に公開し、周知しているところでございます。

○坂原 正勝議長 早川良君

○早川 良議員 ありがとうございます。

私が何度も、一般質問や委員会で訴えて参りました、ペット同行避難の実現がようやく、本町でも具体的に形になったことに心から感謝を申し上げます。今回、各避難所ごとに、ペットの避難スペースの位置を図示し、施設使用のルールまで整理していただいたことは、大きな1歩です。

災害時ペットは多くの住民にとって、家族同然の存在です。ペットをおいては、避難できないという理由で命を落とす事例は全国各地で報告されています。こうした不幸を岬町で絶対に繰り返さないために、この取り組みは非常に意義深いものです。

これからはこの内容を町民の皆さんにしっかりと周知し、いざというときに混乱なく運用できるようにすることが重要です。日頃から防災訓練や、広報誌、SNSなどあらゆる媒体を通じて、ルールと避難スペースの場所を明確に伝えたいと思います。

今回全市を契機に、岬町も人も安心して避難できるまちとして、全国のモデルとなることを心から期待しています。

次に、河川見回り時の安全対策体制について、その後や、進捗状況についてお聞かせください。

○坂原 正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 それではまず先ほど、ペット同行避難につきまして、公開を8月20日と答弁させていただきましたが、正しくは8月19日、昨日から公開しておりますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、河川見回り時の安全体制について、答弁させていただきます。

さきの7月の大雨の際にも、河川の状況について、監視カメラによる遠隔での監視以外にも、本町職員並びに岬町消防団が実際に現地へ出向いて状況の把握、及び水防活動を実施したところです。出水期における水際部での活動は、作業従事者自身の安全確保のために、ライフジャケットの着用が有効であることは承知しております。水際部での活動は、洪水や内水、津波、高潮など、様々な危険を伴うため、水没のリスクを軽減し、生存の可能性を高め、作業従事者が安心して活動に当たることができるようするため、職員及び消防団員を対象とするライフジャケットの配備計画を策定し、年次的な導入に努めていきたいと考えます。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 今回ご答弁いただいたように水際での活動には、洪水、内水位、津波、高潮など、多様な危険が伴うことは誰もが理解しているところです。

その中で現場に立つ職員や、命をかけて活動してくださる消防団の皆様の安全を守ることは、町にとって優先の課題であります。

ライフジャケットは単なる備品ではありません。水没のリスクを軽減し、生存の可能性を高める、命を守る最後のとりでであります。町職員の皆さんもボランティアで郷土を守ってくださる消防団員の皆さんも安心して活動に専念できる環境を整えることは、町政の責任です。

もちろん、年次的な導入の計画は理解いたします。しかし、大雨や台風の脅威は待ってくれません。災害は明日にも起こる可能性があります。

だからこそ私は、ライフジャケットの整備を一刻も早く進めていただきたいと、令和6年6月議会でも、強く要望してきました。その際、危機管理監は、ライフジャケット装着が効果的で生存率の向上が期待できるものと考えていると回答されていましたが、令和7年度当初予算で予算要求をされたのでしょうか、回答をお願いします。

○坂原 正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 ただいまの質問にお答えいたします。

今年度、令和7年度当初予算要求の方には、今回挙げておりませんでしたが、別途補助金の各可能性につきまして、補助金の制度の方を模索しておりましたが、その提案の結果、採用されなかつたということはございます。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 ちょっと理解があれなんすけど、予算要求はしなかつたけども、何らかの補助金が使えないかということで、検討・調べてみたが、実際なかつたので、予算要求を諦めたということでおろしいですかね。そうですか。わか

りました。

危機管理監はね、令和6年6月議会の答弁で、河川や水路付近での作業における安全確保のための資材は配置しておらず、増水等で水面と陸地との境界が判断できず、転落事故が発生すれば、そのまま流されてしまうようなことが想定されますと、危険性を十分認識していたのではないでしょうか。

せめて令和7年度予算で要求することはできたのではないか疑問でなりません。

そこで町長にもお聞きしたいと思います。河川や水門等の見回りに行く職員や、消防団の安全管理について、どのようなお考えかお聞かせください。

○坂原 正勝議長 田代町長。

○田代町長 早川議員の質問にお答えいたします。

確かにおっしゃる通りですね、やはり町民の人命が一番最優先する問題でありますので、そういう災害時における、そういう安全対策については、私どもは対策本部の中でしっかりとそいつた河川、また門扉の開け閉め、それについては複数で対応し安全性を保ちながら作業に当たるようにと、常に指示をしております。

ただ先ほどライフジャケットの問題についてはですね、危機管理監の説明のあった通り、できるだけ、国の補助制度を活用して、そういう整備を進めていくと、ということについては内部では調整しております。

今後もその件についてはですね、あらゆる情報をキャッチしながら、できるだけ議員ご指摘の安全性、ライフジャケット等についても整備を進めて参りたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 町長、ご答弁ありがとうございます。

町長の言う通り、一刻も早く、補助金等を活用し、またない場合でも、職員のやはりかつ危険な場所、見守りに行くという職員の命を守るということで、ライフジャケットの早期の装備を強く要望して次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、病児保育についての、その後と進捗状況について回答をよろしくお願いします。

○坂原 正勝議長 しあわせ創造部長 松井清幸君。

○松井部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

令和6年12月議会の早川議員からの一般質問において、病児保育事業について、病児の急な体調変化への対応が一番懸念されることから、実施するにあたっては難しいと考えておりますが、町内の医療機関とも相談させていただきたいと答弁させていただき、また、与田病院とも方策を検討すると田代町長か

ら答弁があつたところでございます。

この病児保育事業の検討につきましては、保護者のニーズを踏まえ、本年3月に策定いたしました「第三期子どもとおとなも輝くプラン」において、検討を進めると位置付けたところでございますが、早川議員の一般質問を受けまして、本年2月に開催されました、岬町医師会の会議の場において、本事業の説明と協力依頼をさせていただき、ご意見を伺いましたが、診療所施設の規模などから難しいとのご意見で、また会議終了後、会議に出席されておりました、町内唯一の病院であります与田病院の病院長にも直接ご意見を伺ったところ、小児科医がないこと、また系列の高齢者施設には看護士と保育士はいるが、専用スペースの確保は難しいとのことでしたので、町内の医療機関による本事業を実施していただくことは困難であると判断したところでございます。

つきましては他に実施可能な方法がないか。町内医療機関にもご意見を伺いながら、引き続き模索していきたいと考えておりますのでご理解の方よろしくお願ひいたします。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 確かに町内医療機関の規模や、小児科医専用スペースの確保の難しさなど、課題はたくさんあると思います。

しかし私はこの課題を理由にできないと結論づけるのではなく、どうすればできるのかを町として真剣に考え、前に進める、進めるべきだと申し上げます。

病児保育は、働くお父さんお母さんにとって大きな支えです。突然の発熱や体調不良で仕事を休まざるをえない。そのたびに、職場への負担や家計への影響を心配する、こうした日常の不安を少しでも軽くすることが、子育て世帯の定住促進にも繋がります。

町内で難しければ、近隣市町との広域連携や、既存施設の一部を改修による臨時的な病児保育スペースを確保、さらに、12月議会で町長からの紹介もあった、藤戸台にある与田病院附属の小児科など、民間事業者との協働など、やり方は必ずあります。全国の小規模自治体でも、知恵と工夫で病児保育を実現した事例は数多くあります。

今、町が子育て世代に、岬町で安心して子育てできるというメッセージを力強く発信できるかどうかが問われています。

私は、病児保育事業を「第三期子どもとおとなも輝くプラン」内の検討事項にとどめるのではなく、令和7年度内に実施可能性調査を行い、具体的な実施計画に格上げすることを求めて実務、次の質問に移りたいと思います。

次は、通話録音装置導入についての、その後や、進捗状況についてお聞かせください。

○坂原 正勝議長 総務部理事 南大介君。

○南理事 お答えします。

近年、公正な職務の執行を確保するとともに、不当要求行為や行政対象暴力に対する窓口対応職員の安全、健康を守り、不当違法行為に対する法的な対応を行うための記録として、庁舎内の電話に通話録音装置を設置する自治体が増えており、本年度も、貝塚市、阪南市で導入が行われたところでございます。

昨年12月の一般質問におきまして、早川議員から通話録音装置の導入についてのご質問いただき、通話録音装置の導入について検討していく旨の答弁をしたところでございます。通話録音装置の導入に向けた状況といたしましては、令和6年度及び令和7年度当初予算編成時において、担当から予算要求を行っているところでございますが、厳しい財政状況もあり、予算措置が見送られたところでございます。

通話録音装置の導入は、客観的な証拠としての記録化に繋がることから、違法行為の抑止効果だけでなく、職員にとっても、しっかりとした電話対応が求められますので、住民サービスの向上に繋がるものと担当としては考えており、引き続き導入に向けて、予算要求を行って参ります。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 答弁ありがとうございます。

私も通話録音装置の導入は、職員を守るだけでなく、町民サービスを守るためにも、必要不可欠なものだと考えております。近年、全国の自治体で不当要求や行政対象暴力の件数は増加傾向にあり、最前線で対応する職員の精神的負担は大変大きなものとなっています。

岬町においても例外ではなく、安心して職務に当たれる環境整備は、住民のために働く職員を守るためにも、早急に取り組まねばなりません。

また通話録音は客観的な証拠として残ることで、違法行為や不当要求の抑止効果が期待できます。同時に、職員も適切で正確な応答を心がけるようになり、結果として、住民サービスの向上にも直結します。

すでに貝塚市、阪南市で導入が進んでいる中、本町が導入を見送っていることは、大きな遅れであると感じております。もちろん、財政状況の厳しさは理解しますが、職員の安全と住民の信頼に直結する施策については、単なる費用ではなく、必要な投資として、位置づけるべきだと考えます。

最後に町長にお聞きします。担当部局からは、必要性を十分認識し、令和6年、7年と、当初予算編成時に予算要求したが、厳しい財政状況もあり、予算措置が見送られたとの説明がありました。

町長も、昨年12月議会で、電話対応により、職員が心を痛めていると聞いている。また、財政的な問題もあるが、早急に取り組んでいく必要があると、大変前向きな回答をしていただきました。通話録音装置について、再度町長の

考えをお聞かせください。

○坂原 正勝議長 田代町長。

○田代町長 早川議員の質問にお答えさせていただきます。

今担当の方から、厳しい財政状況の中で、予算を要求したけれども、なかなか認めてもらえなかつたっていうのも事実その通りでありますけども。予算計上するにあたってはですね、まだいろんな課題があると思うんですね。やはりプライバシーの問題とか、そういったカスハラの問題、先ほど、議員ご指摘の通りの問題が山積しております。そんな中で課題をしっかりと、全局的にわたる問題、例えば出先機関をどうするのかとか、いろんな課題を議論をしております。それをまとめた上で、しっかりと要綱、町の規定を定めた中でですね、それで政策会議また部長会議で了解をしていただいて、予算要求やっていくというのが、これはもう通常のやり方かなと思っております。必要性は十分私は認めております。

しかし、まだ課題が残っておりますのでそういう課題、例えばですね、1つの課題と言いますと、うちの職員に落ち度があった場合、それをどういうふうに開示していくのかどういうふうに、それを整理するのかという問題も、録音の中に、万が一、そういった問題があった場合にですね、それをどこが責任を持って開示し、それを整理するかという問題がまだ残っております。そういうことも含めてですね、町民の方、また、町職員の方、また関係者の方々の、いろんなプライバシーの問題を配慮しながら、検討すべき問題だと思ってますので、もう少し時間をいただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 町長答弁ありがとうございます。

岬町が、職員と住民双方を守る自治体として、1歩1歩前進されることを期待し、最後の質間に移りたいと思います。

人事評価制度についての進捗状況と、その後についての回答をよろしくお願ひします。

○坂原 正勝議長 まちづくり戦略室理事 廣田尚司君。

○廣田理事 早川議員のご質問にお答えします。

令和7年3月定例会の一般質問において、早川議員より、職員の資質能力及びモチベーションの向上や、組織の活性化を図るため、本町の人事評価制度について、ご質問いただき、新たな人事評価制度を再構築し適切な運用を進めていくと答弁いたしました。

その後、早期の人事評価制度の再構築に向け、まず、近隣自治体や早川議員よりご教授いただいた、泉州南消防組合の先進事例を取り寄せるなどし、人事

評価制度の実施方法や、勤勉手当の成績率の反映方法、評価項目について調査いたしました。調査する中で、本町に即した人事評価制度の実施不実施方法を再構築するにあたり、様々な課題を認識し、課題解決のための方法を検討している状況でございます。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 人事評価制度の再構築に向けて近隣自治体や、泉州南消防組合の先進事例を取り寄せ、制度の実施方法や、評価項目、勤勉手当の成績率の反映方法などについて調査を進めていただいていることを確認いたしました。

こうした取り組みが着実に進んでいることに、まず、感謝申し上げます。特に令和7年3月定例会の一般質問において、令和8年4月1日より、新たな制度を実施するとお答えいただいたことは、職員の資質向上や、組織の活性化に向けた大きな1歩であると受けとめております。

制度改革がいよいよ具体的な形となって現れることにとても大きな期待を寄せてています。そこで改めて伺います。

この人事評価制度の再構築を検討する中で、どのような課題を認識されているのか。令和8年4月実施に向けて、具体的にどのような点に取り組む必要があると考えておられるのかをお示しいただきたいと思います。

○坂原 正勝議長 まちづくり戦略室理事 廣田尚司君

○廣田理事 早川議員のご質問にお答えします。

令和7年3月定例会一般質問の答弁において、人事評価制度を再構築し、令和8年4月1日から施行すると答弁いたしましたが、先ほどお答えしたように再構築を検討する中で、様々な課題を認識しているところでございます。

人事評価は、評価結果を勤勉手当の成績率に反映させるなど、手当として、職員の生活に影響を与える制度となりますので、慎重な検討が必要と考えております。

まず、評価書の評価が主観的な評価とならないよう、客観性を保った公平な評価が実施されるよう、評価者に対する評価教育の難しさが課題と感じております。

評価者についても、上司から部下への評価のみとする絶対評価とするのか、上司から部下への評価、部下から上司への評価を行う、相対評価とするのか、評価者の設定にも苦慮しているところです。また、職種、職務内容が多種多様であるため、統一的な評価基準の設定も課題と認識しております。

人事評価を行うことにより、評価者と被評価、被評価者間のコミュニケーションを促進し、組織内の意識共有や業務改善につなげることが可能となること。また、職員のモチベーション向上など、様々な効果、利点を得ることができますので、再構築した人事評価制度が効果、利点を最大限に生かせる制度設計と

なるよう、課題解決の検討を図りたいと考えているところでございます。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 ただいまの答弁で、人事評価制度の再構築に当たり、評価者教育の難しさや、評価方法のあり方、職種ごとの統一基準の設定など、複数の課題を認識されていることが明らかになりました。

これらの課題に真摯に向き合い、制度をより実効性のあるものにしようとしている点については評価いたします。

一方で、令和7年3月定例会の一般質問において、令和8年4月1日より施行すると明確に答弁をいただいております。

課題が多く存在する中で、果たして予定通り施行にこぎつけられるのか、これは職員のモチベーション組織活性化に直結する重要なポイントであります。

そこで改めて伺います。令和4年4月1日から、人事評価制度の施行は予定通り実施できるのか、この点について明確なお考えをお示しいただきたいと思います。

○坂原 正勝議長 廣田理事。

○廣田理事 早川 良議員のご質問にお答えします。

先ほど、課題面で答弁したように、評価者の評価が主観的な評価とならず、客観性を保った公平な評価が実施される評価教育が必須であることから、課題を整理し、評価の方法や進め方について、職員団体との協議も並行して進めていきたいと考えております。

まずは、令和8年度においては、勤勉手当の成績率への反映は行わない人事評価を実施するとともに、評価経過の内容を踏まえ、評価教育をしっかりと行い、試行期間を経た後、勤勉手当の成績率への反映を実施していきたいと考えております。

○坂原 正勝議長 早川良君。

○早川 良議員 ただいまの答弁で、令和8年度は、勤勉手当の成績率への反映を行わず、まず人事評価を実施し、その結果を踏まえて、評価教育を充実させ、試行期間終えた後に、本格実施へと移行するとの考えが示されました。

段階的に制度を定着させていく姿勢は理解いたします。職員にとっても安心して、新しい制度を受け入れられる環境づくりに繋がるものと受けとめております。

しかし、一方で、人事評価制度は、職員のモチベーションや、組織活性化に直結するものであり、導入の効果を実感できなければ、制度そのものへの信頼が揺るぎかねません。

試行期間を長期化してしまうことは避けなければならず、一定の準備期間終えた後には、速やかに、勤勉手当の反映を含む本格的な制度運用に踏み出すこ

とが不可欠であります。

試行期間が終わり次第、速やかに勤勉手当の反映をはじめとする本格的運用を実施されるよう要望いたします。

制度の信頼と信頼性と実効性を高め、職員のやる気を引き出し、町全体の活力につなげていただくことを要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○坂原 正勝議長 早川良君の質問が終わりました。

次の一般質問で使用する資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配布しておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただきますようお願ひいたします。また傍聴の皆様には、配布しています傍聴者用資料をご覧ください。

次に、谷地泰平君。

○谷地議員 ご指名をいただきました。谷地泰平です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、「学校給食の質・量と楽しみの確保に向けて」「すべての住民に必要な情報を届けるために」の2点について質問をさせていただきます。

まず1つの質問です。

1つ目は、「学校給食の質・量と楽しみの確保に向けて」です。

全国的に子育て支援策として、給食費無償化が進められており、岬町においても、コロナウィルス対策や物価高騰対策における子育て支援策として、段階的に小・中学校の給食費無償化が進められてきました。

給食費無償化は、子育て世帯の経済的な負担軽減として、とても嬉しい施策であり、多くの方に喜ばれています。

しかし、その反面、給食費にどれくらいのお金がかかっているのかが全く見えなくなってしまいました。そして、近年の急激な物価高騰や、米の価格高騰の中、SNSやニュースでも、子供たちの給食が質素になっているといった問題がクローズアップされ、町内の保護者からも、量が少ないのではないか、おかげの品数が減っているんじゃないかといった声が聞こえてくるようになりました。そこでお伺いいたします。

担当課より、令和7年度においては、給食費の値上げをしていると伺っております。そこで、令和6年度と令和7年度の給食費と、値上げの理由について回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の小中学校給食費につきましては、これまで小学校低学年で1食当たり250円、中学年で260円、高学年で270円、中学校では300円としておりました。

しかし、近年の物価高騰や米価の著しい上昇などを受け、子どもたちに栄養バランスのとれた安全安心な給食を安定的に提供できるよう、令和6年12月補正予算において見直しを行い、令和7年1月からは、すべての区分において、賄材料費を1食当たり40円引き上げ、小学校低学年で290円、中学年で300円、高学年で310円、中学校では340円といたしました。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。ご答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の通り、物価高騰や米価の著しい価格高騰により、賄材料費が足りなくなり、令和6年12月議会で補正予算が計上され、令和7年1月から1食当たり40円値上げをしているとのことでした。

資料1をご覧ください。

こちらの表は、先日資料請求により提出いただいた、平成21年度から現在までの給食費の推移を表したものです。

岬町では、令和2年度と今年度の令和7年度に給食費の値上げを行っています。また、皆さんご存じの通り、令和2年度に給食費の値上げを行った背景として、給食の栄養価不足という問題がありました。

岬町では、消費税増税が行われる中、平成20年度以降ずっと給食費を据え置きしていました。

しかし、平成30年8月に栄養摂取基準が改正され、エネルギー・カルシウムの基準値や増加したが、1年以上摂取基準を満たしていないまま給食が提供されていました。

この問題を、令和元年第4回定例会で、松尾議員が一般質問で指摘し、翌年の令和2年度から給食費が値上げされました。

給食費が不足してしまうと、栄養バランスをとれた安全安心な給食をできなくなってしまうということです。

資料2をご覧ください。

こちらも資料請求により提出いただいたデータであり、令和4年度から令和7年度における給食1食当たりの主食。これはご飯とパンです。そして牛乳、副食、これはおかずの給食費内訳を表したものです。本来であれば、もっと以前のデータもお示ししたかったんですが、行政側で、令和4年度よりも前のデータがないとのことでしたので、令和4年度以降の比較になります。

ご覧の通り、令和4年度から、主食、牛乳ともに値段が年々高くなっています。

令和7年度においては、主食代は、令和4年度比で小学校が21円増、約3.9%増、中学校が28円増、約4.7%増となっており、牛乳代にあたっては、13.35円増、約2.2%増と、急激に増えています。

また、今度は副食、このおかずを見てください。令和4年度から令和6年度は、給食費は一緒であるため、主食と牛乳の値段が増えた分、おかず代が減っています。

ご飯、パンといった主食、牛乳は変えることができないため、その分おかずにかけられるお金が減ってしまうんです。令和7年度に給食費を40円増額していますが、1食当たりの副食充当率、これは給食におけるおかず代の割合です。

これを見て分かる通り、小学校では、令和6年度とほとんど変わらないですし、中学においてはさらに下がっています。つまり、40円の値上げだけでは、物価高騰や米の価格高騰に追いついていないということです。

そこでお伺いいたします。

先ほどの説明の通り、物価高騰や米の価格高騰により、給食費に占める副食、おかず代の割合が年々下がっていますが、給食の質、量やメニューへの影響はないのでしょうか。回答お願いいたします。

○坂原 正勝議長 教育次長 松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校給食費における副食、おかず代の割合は、近年の物価高騰や米価の上昇等の影響により、年々低下傾向にあり、令和6年度には50%程度まで下がっていました。

このため、先ほどもお伝えしましたが、令和7年1月からは、すべての区分において、賄材料費を1食当たり40円引き上げ、副食費の充実も含め、措置を講じたところです。

学校給食摂取基準は厚生労働省の日本人の食事摂取基準を参考に、研究結果などを踏まえて示された児童生徒の健康増進や食育推進のために望ましい栄養量の基準であります。全国的な平均値であることから、児童生徒の実態や地域の実情に応じ、弾力的に運用することとされております。

本町におきましては、学校給食摂取基準に対する充足率を家庭での食事摂取や子どもの健康なども踏まえ、80%以上100%未満を目安として献立を考えております。

依然として、物価高騰が続く中ではありますが、令和7年度第1学期4月から7月における学校給食摂取基準に対する充足率は平均約95%を確保しており、献立や食材の工夫を重ねることで、質や量の維持に努めております。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員　はい。学校給食の摂取基準、こちらについては、家庭での食事摂取や、子供の健康増進を踏まえ、80%以上100%未満を目安として献立を考えられている、さらには令和7年度においては、95%を満たしているとの回答でした。

答弁からすると、必要量については基準を満たしており、以前のような栄養価不足といった問題は生じていないんだと思います。

しかし、メニュー自体には、こちらについては明確な答弁はなかったですけれども、当然、栄養教諭さん、現在は栄養士さんがいろいろ工夫されて、子供たちへ栄養価を満たしながら給食を提供いただいていると思うんですけれども、これだけ物価高騰が進んでいる中で、全く影響ないとはいえないと思います。少なからず、何らかの影響は生じていると思っています。

資料3をご覧ください。

こちらも資料請求により提出いただいた、令和4年度から令和7年度の直近8月までのデザートの提供回数を表したものです。令和4年度が1ヶ月平均3.75回であったのに対し、令和6年度には2.17回、さらには、令和7年度の8月まででは2回となっており、ほぼ半減しています。

給食は、子供たちにとって学校生活の楽しみの1つです。エネルギー量や栄養素だけではなく、メニューもとても大事です。子供の給食の楽しみであるデザートの提供回数が、この資料の通り、年々減っているのはなぜでしょうか。回答お願ひいたします。

○坂原　正勝議長　松井文代教育次長。

○松井教育次長　谷地議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校給食におけるデザート、フルーツやヨーグルト類を含め、提供回数は、令和4年度の月平均4回から令和6年度には3回程度へと減少しております。

その主な要因は、近年の物価高騰により、果物や乳製品などデザートに使う食材費が上昇し、限られた給食費の中で、まずは主食、副食、牛乳など、基本となる食材の確保を優先せざるを得ない状況となっていることによるものです。

実際のところ、こうした物価高騰の影響により、季節感のあるデザートの提供は少なく、フルーツ缶詰を用いたフルーツポンチやフルーツヨーグルトが多く取り入れているのが現状です。

それでも子供たちの給食の楽しみや食育の効果を少しでも維持できるよう、工夫を重ねております。

今後も物価動向を注視しながら、栄養バランスの確保を前提に、季節感や多様性のあるデザートの提供に努めて参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほど答弁いただいた通り、物価高騰の中、限られた給食量の中で、主食、副食、牛乳といった基本となる食材の確保を優先しなければならない。そのため、季節感のあるデザートの提供が少なくなっているとの回答でした。

そうなんです。この子供たちの楽しみであるデザートが提供できなくなっているんです。

これ本当にかわいそうなことだと思います。

世代によって給食の内容は違うと思いますが、少なくとも、私たちのような子育て世代は給食で、子どもの日や七夕、クリスマス、ひな祭りといったイベントの際には、特別なデザートがありました。

私も子供のときには、とても楽しみにしていた記憶があります。皆さん中にも同じような思い出の方がいらっしゃると思います。

しかし、今の子供たちの給食のデザート、どういった状況になっているのか。この給食の献立は、これは岬町のホームページにも公表されてます。

令和4年度から昔のものは公表されてないんですけども、今あるものから、このデザートはどうなっているかを調べました。

令和5年度までは、子どもの日には柏餅、七夕には七夕ゼリー、クリスマスにはクリスマスデザート、これチョコムースです、ひな祭りにはひな祭りゼリーが出されていました。

しかし、昨年度、令和6年度には、子どもの日の柏餅とクリスマスのクリスマスデザート、これがなくなってます。ひな祭りの時のひな祭りゼリーは3色ゼリーというものに変わってます。

さらには、今年度、令和7年度は、まだ7月8月までしか献立が出ていませんが、子どもの日の柏餅だけでなく、さらには、七夕の七夕ゼリーもなくなってるんです。今の小学校1年生、2年生の子供たちは、これらを給食で食べたことがないってことです。

自分たちのようなイベントのデザートを楽しみにしていた思い出がないっていうことなんです。子供たちの楽しみである給食が本当にこれでいいんでしょうか。イベントの特別なデザートの思い出を作つてあげるべきではないんでしょうか。

先ほども述べた通り、給食はエネルギー量、栄養素の基準を満たすだけいいのではないと思います。

当然、今も栄養士の方が本当に苦労され、いろいろ工夫されてることは重々承知しています。

でも、子供たちの給食にデザートの楽しみっていうのは、やっぱり何とか作

ってあげるべきだと思います。

今の現状は物価高騰に給食費が追いついていないということではないんでしょうか。

早急に予算確保が必要だと思います。

町としての考えはいかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

先ほどからお伝えしているように、近年の物価高騰や米価の著しい上昇により、学校給食に必要な食材費は年々増加しております。

令和7年1月から、すべての区分で賄材料費を1食当たり40円引き上げ、一定の改善を図ったところですが、依然として食材価格の上昇が続いているります。

今年度に入り、どの程度の食品価格高騰があり、給食費にどのような影響が出ているかについて、現在、調査研究を行っているところでございます。

令和7年8月30日には、学校給食運営審議会を開催し、岬町の学校給食の現状と課題、とりわけ食品価格高騰による給食費への影響についても含め、学校給食運営審議会委員の皆様からのご意見をいただき、今後も影響が続くようであれば、必要な予算確保について検討して参りたいと考えております。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

その答弁によると、現在給食費にどのような影響が出ているかについて調査研究を行っているとのことですが、先ほども述べた通り、デザートの件だけを考えても、確実に影響が出ていると言えると思います。

また、8月30日に学校給食運営審議会を開催し、食品価格高騰による給食への影響についても含め、委員から意見を聞き、今後も影響が続くようであれば、必要な予算確保について検討していくことですが、明らかに現時点では足りているとは思えません。

今後も影響が続くようであれば、ではなく、現時点で影響が出ているのだから、早急に必要な予算を確保し、子どもたちに安全、安心であることはもちろん、デザートなど楽しみが確保された給食を提供できるように強く要望いたします。

次に、最初にも述べた通り、SNSやニュースなどで給食の問題がクローズアップされたこともあり、給食について、保護者の方からいろいろな意見を聞いております。

自治体によっては、給食について、子どもや保護者にアンケートを行っているところも増えてきております。

岬町でも、今後の献立検討や食育推進のためにも、当事者である子どもや保護者へ学校給食に関するアンケートを行ってはどうでしょうか、回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

子供や保護者への給食に関するご意見につきましては、子供を対象とした生活アンケートや、保護者向け学校アンケートの自由記述欄において、給食に関するご意見を記入される方もいらっしゃいます。こうした既存のアンケートを通じて、給食に関する声を把握しているところでございます。

また、栄養技師が給食時間に学校を訪問し、子供たちから直接ご意見を伺うこともあります。これらの方法でいただいたご意見は、日常的な給食の提供や運営の参考として受けとめておりますが、すべてのご意見をそのまま反映することは難しい場合もございます。なお、給食に特化した単独のアンケートにつきましては、これまでも実施しておらず、現時点で新たに行う予定はございません。今後も、既存のアンケートや日常的な聞き取りを通じて寄せられるご意見を踏まえながら、給食の安全性や安定的な提供を第一に取り組んで参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

子供を対象とした生活アンケートや、保護者向け学校アンケートの自由記述欄において、給食に関する意見を記入されている方もいて、こうした既存のアンケートを通じて、給食に関する声を把握している。また、栄養技師が給食時間に学校訪問し、子供たちから直接意見を伺っており、給食に特化した単独のアンケートについては、現時点で新たに行う予定はないということでした。

しかし、それだけでは、学校給食に関する意見を把握するには不十分だと思います。

既存のアンケートへ給食について意見を書かれている方は、ごく一部だと思いますし、栄養技師の方も限られた時間の中で、すべての子供の意見を聞くことはできていないと思います。

現在の給食は、先ほどまでも述べた通り、給食費も含め、課題を抱えている状況であり、保護者の方も様々な意見を持っています。子供たちも、量やメニューについて意見があるかもしれません。当然、先ほど次長おっしゃられた通り、すべての意見はそのまま反映することは難しいということも重々承知しております。

しかし、何よりも当事者、意見を聞くということが大事だと思いますし、当事者の意見こそが、学校給食をより良いものにするために重要な要素の1つだ

と思います。

改めてお聞きします。当事者である子供や保護者へ学校給食に関するアンケートを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。改めて回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもお伝えした通り、給食に関するご意見につきましては、既存のアンケートや日常的な聞き取りで把握を進めて参ります。

なお、これらでは、十分に把握できない状況や、広く意見を求める必要が生じた場合には、その時点で適切な方法を検討して参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほどと同様の答弁、最後に少し付け加えて必要があれば、単独アンケートも考えていくといった内容の答弁だったと思います。

私はね、もうこの件以外についても、いろんなものに、住民であったりとか、あとはこども基本法においては子供の意見、若者、あとは保護者って当事者の意見を聞く、これ義務になっている。そのため、いろんなシーンで、こういった意見を聞くべきだということをずっと訴え続けてきました。

この岬町において、住民の意見を聞くっていうことが、あまりきちんとできてないってふうに思ってます。この学校給食についてもそうだと思います。他の自治体では本当にたくさんアンケート取ってます。

何年も前からとてるところもあります。当事者の意見を聞かないとわからないことはたくさんあります。今までやったことがないからやらないではなく、まずはいろんな課題が起きているのであれば、ちゃんとその解決に向けて、当事者の意見を聞くべきだと思います。

この点を踏まえて、きちんと検討いただくよう、こちらについても強く要望したいと思います。

次に、栄養教諭・学校栄養職員についてお伺いしたいと思います。子供たちに安全安心な給食を提供するためには、調理をしてくださってる方はもちろんですが、子供たちの健康増進や食育などいろいろなことを考えて、献立を作ってくれている栄養教諭・学校栄養職員の存在がとても大きいと思います。

子供たちのことを一番に考えて、限られた予算の中で、栄養バランスのとれた献立を考えてくださっていることに、本当にありがとうございますし、感謝したいと思います。

さらには、とても大変苦労されているとも聞いています。

そこで、まずはこの栄養教諭・学校栄養職員の配置基準と現在の配置人数に

ついて教えていただきたいと思います。回答お願ひいたします。

○坂原 正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準につきましては、大阪府の公立小中義務教育学校教職員定数の配分方針に基づき、単独調理校の場合は、完全給食実施児童生徒数を考慮して配置し、共同調理場の場合は、完全給食実施児童生徒が1500人以下であれば、いずれか1名、1501人以上6000人以下であれば、いずれか2名。6001人以上であれば、いずれか3名を配置することとされております。

本町は、この基準における共同調理場に該当し、完全給食実施児童生徒数が1500人以下であるため、現在では4校で学校栄養職員1名を配置しております。

この1名が献立作成、栄養管理、食材発注、衛生管理指導の他、給食時間での児童生徒への声かけなど、給食運営全般を担っております。確かに4校で1名という体制は、業務量が多く、時間的な制約もございますが、その中でも、効率的な業務の進め方を工夫し、子どもたちに安全で栄養バランスのとれた給食を提供できるよう努めております。

また、食育活動につきましては、現時点では、学校の教員にも協力をいただきながら進めているところでございます。

今後も工夫を重ねつつ、教職員と連携しながら、給食の質や食育活動の充実に図って参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほどの答弁によりますと、岬町の場合には、多奈川小学校併設の給食センターで、小中学校4校すべての給食を作っているため、共同調理場に該当し、完全給食実施児童生徒数、これつまり、小中学校4校の児童生徒数、こちらが1500人以下であるため、4校で栄養教諭・学校栄養職員の配置人数は1名とのことでした。教育次長のご答弁の通り、4校1名で担当するというのは本当にとても大変だと思います。

現在は、栄養教諭の方が産休中というふうに伺っており、代わりに、学校栄養職員の方を採用し、給食運営全般を1名で担っていただいていると認識しています。産休中の栄養教諭の方も、自分が休んだあとの学校給食について、とても心配されていたと伺っておりますし、現在担当されている学校栄養職員の方も、物価高騰で限られた予算の中で、献立作成だけでなく、以前の栄養教諭の方が行ってくださっていた給食のSNS発信など、こういったことも続けられていて、本当に頑張ってくださっていると思います。

しかし、4校を1名で担当するというのは、余りにも大変だと思います。

以前から多くの自治体や団体が国へ栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の見直しを求める要望書を提出されております。そのため、岬町も同じように国に栄養教諭・学校栄養職員の配置基準の見直しを求めるべきではないでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

栄養教諭の配置基準につきましては、現在、共同調理場方式の場合、完全給食実施児童児生徒に応じて、1名から3名までの配置とされておりますが、1校ごとに栄養教諭を配置できる基準とはなっておりません。このため、大阪府においては、国の施策並びに予算に関する提案要望、教育関連において、すべての学校に1校1名の栄養教諭を配置できるよう、国に対して配置基準の見直しを長年要望しております。

なお、栄養教諭は大阪府費負担職員であり、その配置や基準の見直しは、府を通じて国に働きかけが行っているものでございます。本町といたしましては、今後も、府の要望内容や国の動向を注視し、工夫を重ねながら、栄養教諭がその専門性を生かし、子どもたちに安全で栄養バランスのとれた給食を提供できるよう努めて参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 答弁ありがとうございます。

これまでも、大阪府がすべての学校に1校1名の栄養教諭・学校栄養職員を配置できるように、国に対して配置基準見直しを長年求め続けてきたとのことでした。

学校給食においては、今回のような物価高騰だけではなく、アレルギー対応も年々複雑多様化しており、よりきめ細やかな対応が求められています。子どもたちへ安全安心な給食を提供し続けるには、余裕を持った適切な人数の栄養教諭・学校栄養職員の配置が必要不可欠です。

そのため、引き続き、大阪府と協力しながら、国に配置基準の見直しを求めていただくようお願いいたします。

最後に、少し視点を変えて、学校給食無償化についてお伺いいたします。

6月議会で、町外の学校に通う児童生徒の給食費等の支援補助金に関する補正予算審議の際にも要望させていただきましたが、給食費の支援を行うのであれば、公平性という観点から、アレルギーや不登校といった理由から、給食を食べていない子供の家庭にも同等の支援をすべきだと考えます。

給食費というのは、賄材料費といった食材費のみであるため、これを食べている子供が無償ということは、食べていない子供へは同等額を補助するというの

が公平であると思います。

6月議会で可決された、町外の学校に通う児童生徒の給食費等の支援補助金では、給食ではなく、お弁当を持参している子供に対しても、給食と同等額を補助するということですので、不登校で自宅でご飯を食べている子供も、これ家庭でご飯を準備しているといった点では同じだと思います。

そこでお伺いいたします。

アレルギーや不登校といった理由で給食の全部または一部を食べていない子供の人数は何人でしょうか。また、このような子供の家庭に対しても、同等の補助をすべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 松井文化教育次長。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

本件につきましては、6月定例会3日目においても同様のご質問をいただき、教育長が答弁したところでございますが、改めてお答えいたします。

まず、アレルギー対応につきましては、現時点で、アレルギーを理由に給食そのものを全く喫食していない児童生徒はありません。ただし、牛乳など一部の食品について、提供を受けていない児童生徒はおります。牛乳以外では、児童生徒によってアレルギー対象となる食品は様々であることから、全体としての人数を正確に把握することは難しい状況でございます。

また、不登校児童生徒数につきましては、個人が特定される恐れがあるため、現在の人数は公表できません。学校給食無償化制度は、物価高騰などによる家庭への影響が特に大きい子育て世帯への支援として実施しており、喫食しているすべての児童生徒を対象としております。

国においても、給食費無償化に向けた動きがあると承知しております、その動向を注視しながら、本町の制度運用についても検討を続けて参ります。以上です。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

この6月議会で上程された、町外の学校に係る児童生徒の給食費等の支援補助金、これは5月のタウンミーティングで保護者の方から要望があつて、そこで、かなりのスピード感を持って制度設計をされたものというふうに認識しています。以前にもお伝えした通り、文科省もこの給食費無償化の課題として、アレルギーや不登校により給食を食べていない子供に恩恵が及ばないとして、公平性に課題があると述べています。また、アレルギーで牛乳を飲んでいない子供に対して、牛乳代分を補助したり、不登校の子供へも給食費同等額の補助を行っている自治体もたくさんあります。不登校児童生徒数については、個人が特定される恐れがあるため、現在の人数は公表できないとのことですが、令和

7年3月に策定された「第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン」によると、令和5年度の不登校児童生徒数は22名です。現在人数は異なるかもしれません、大きく変わっていないかもしれません。この数は、令和5年度の小中学校の児童生徒数のおよそ3%です。3%の子どもは恩恵を受けられていないということです。先ほども述べた通り、補助金において大事な要素の1つは、公平性です。誰1人取り残さず、公平に支援を行うためにも、早急にアレルギーや不登校により給食を食べていない子供の家庭に同等の支援を行うよう強く要望し、本件についての質問を終わりたいと思います。

次に、2つ目の質問です。

2つ目は、「すべての住民に必要な情報を届けるために」です。自治体は、すべての住民に対して、必要な情報を確実に届けなければなりません。情報を届ける方法は様々あり、情報の内容や対象者によって、うまく使い分ける必要があります。郵送や回覧、ポスティング、ホームページ、最近では公式LINEやインスタグラムといった、SNSも有効な手段です。

しかし、住民全員に情報を確実に届ける方法としては、これだけICT化が進み、ほとんどの人がスマホを持つような世の中であったとしても、ホームページやSNSでは不十分であり、一番の方法は、やはり全戸配布です。

とりわけ、岬町のような、高齢化率の高い自治体においては、紙媒体での配布が有効だと考えます。また、自治体が届けなければならない情報の中には、住民の生命財産を守るために必要な情報もあります。例えば、総合防災マップといった防災関連の情報です。

令和5年3月議会で、道工議員も強く要望しておりましたが、総合防災マップは、住民の生命・財産を守るためにも、すべての住民の手に行き渡る必要があると考えます。

そこで伺いいたします。総合防災マップは、何部作成されており、また、町内全戸配布はできているのでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 危機管理監 寺田晃久君。

○寺田危機管理監 谷地議員のご質問にお答えいたします。

本町が令和5年3月に発行いたしました岬町総合防災マップは、8000部を発行しております。このうち、岬町自治区長連合会様を通じ、各自治区長様に配布をご依頼申し上げ、発行当時、自治区に加入されていた約6100世帯に配布いただいたところでございます。

ただし、自治区に加入されていないご家庭があると聞いておりますが、各自治区様からのご協力なくして、対象となる世帯を特定することは非常に困難であることから、現時点においても、全戸に配布できていない可能性があると考えており、引き続き、配布のための取組を続けているところであります。

また、新たに本町へ転入された方には、住民課窓口で転入手続きの際にお渡ししております。なお、本日は朝から、先日の津波報道を受けて、自宅が安全なのか不安になった、いざというときの避難場所がわからないとのことで、当課を訪ねてこられた方がいらっしゃいました。その方は、本町の防災マップをお持ちでないとのことでしたので、担当職員が、その方のご自宅付近の津波を含む災害リスクについて、具体的にご説明した上で、防災マップをお渡ししたところです。

防災に関する情報発信につきましては、紙媒体以外にも、本町のホームページやLINEへの全文掲載、ハザードマップをみさきデジタルマップに掲載するなど、住民の環境に合わせた発信方法にも取り組んでおります。加えて、地区ごとの掲示板に総合防災マップ配布のポスター掲示を行い、ご自身で取りにこられる方のため、淡輪公民館や青少年センターに配置しております。

このことにつきましては、岬だよりや公式ホームページ、SNSで広報しているところであります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。答弁ありがとうございます。

本日もね、こういった自分とこの家が、実際災害大丈夫なのかということを中心配されて総合防災マップ持ってらっしゃる方がおられた。これだけ災害が増えてる世の中で、こういった総合防災マップ、防災関連者情報というところは、住民さんに、各自やっぱり届ける必要があるっていうことを、やっぱあらわしてるとと思うんですね。

先ほどの答弁で言うと、作成しているのは800部だけれども、自治区での配布であるため、自治区に加入していない方には届いていない可能性があるということでした。

また、自治区配布以外に新たに転入された方には住民課窓口での転入手手続きの際に渡したり、淡輪公民館や青少年センターに設置しているということでしたが、それ以外の公共施設には設置はしていないんでしょうか。

また、現在この総合防災マップ800部作成したもの、これは何部残ってるんでしょうか。回答お願いいいたします。

○坂原 正勝議長 寺田危機管理監。

○寺田危機管理監 谷地議員のご質問にお答えいたします。

本町の公共施設のうち、職員が常駐しており、開館時間中であれば、いつもお渡しできる施設といたしまして、淡輪地区では、淡輪公民館、深日地区では、役場庁舎、多奈川地区では、青少年センターに配置しております。

なお、淡輪公民館及び青少年センターには、各20部ずつ配置し、不足分につきましては、随時補充することとしております。そして、これにつきまして

は先日補充したところであります。

また、公共施設における残部数は合計で約1100部となっております。

○坂原 正勝議長 谷地泰平号。

○谷地議員 はい。ただいまの答弁によると、残部数が約1100部。ということは8000部作成している中で、配布しているのは、6900部ということです。岬町世帯数は大体7400世帯弱なので、この数字から見ても、まだ全世帯には渡っていないということになりますし、自治区や住民課で配布したもの以外の公共施設に設置しているものは、これ誰が持っていたかわかんないんですね。そのため、実際にはどれだけの世帯に渡っているのかというところは、ほとんどわからない状況かと思います。

また、この総合防災マップ以外にも、住民の生命・財産を守るために必要な防災関連情報として、ため池ハザードマップがあります。現在8つのため池ハザードマップを作成し、対象地域に配布していると認識しておりますが、こちらについても、対象者全員へ配布はできているんでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 都市整備部総括理事 吉田一誠君。

○吉田総括理事 ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

ため池ハザードマップは大雨などにより、万が一ため池が決壊する恐れがある場合の備えとして、安全な避難行動に役立てるための情報を提供する目的で作成しているものでございます。本町では令和元年度から町内のため池のうち、決壊した場合に、下流域への影響の大きい16ヶ所のため池を対象として、順次作成を進めています。令和6年度までに、先ほどおっしゃっていただいたように8池が作成済みで、令和7年度は3池作成の予定としております。

さて作成したため池ハザードマップが対象となる地域に全戸配布できているのかとのご質問に対してですが、作成したため池ハザードマップの配布につきましても、対象となる地域の自治区長様にお願いし、各戸配布を行っているところでございます。

ただし、自治区に加入されていないご家庭があると聞いておりますので現時点では全戸に配布できていない可能性は高いものと考えておりますが、その対応としましては産業観光促進課において、窓口配布をしているところとなっております。

また、岬町のホームページでも閲覧された方がどなたでも当該マップをダウンロードできるように対応しているところでございます。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほどの答弁によりますと、やはりため池ハザードマップについても、総合

防災マップ同様に、自治区配布ということであり、自治区に加入していない方には届いていない可能性が高いとのことでした。

先ほど述べた通り、総合防災マップやため池ハザードマップといった防災関連情報は、住民の生命・財産を守るために重要な情報であるため、引き続き、現在届いていない方の手にも行き渡るように対策を考えいただき、早急に配布できるよう対応をお願いいたします。

次に、今度は岬だよりなどの広報紙についてお伺いしたいと思います。

岬だよりなどの広報紙は、先ほどの総合防災マップやため池ハザードマップのような、住民の生命財産を守るために情報ではないですが、町からのお知らせやイベント情報など、住民の暮らしに関連したものであるため、これらについても、できる限り住民の手に行き渡る必要があると考えております。

また、現在の配布方法としては、先ほど同様に、自治区配布であり、それ以外にも公共施設の設置を行っていると認識しております。そこでお伺いいたします。岬だよりなどの広報紙の発行部数と自治区や公共施設などへの配布数はどれくらいになっておりますでしょうか。また、毎月どれくらいの部数が残っているかについても回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 企画政策推進監 寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町が毎月発行しております広報紙、岬だよりにつきましては、現在、毎号7000部を発行しております。このうち、主に自治区を通じての配布に約6100部程度を割り当てており、残りは、町内の公共施設、役場、公民館、ピアツア5、小中学校等に約500部。また、関係自治体への郵送として約80部、観光案内所の窓口に20部を配布しております。

また、月ごとの発行内容や時期により変動はございますが、平均して毎月300部程度の残部が発生しております。

残部については予備として一定数確保した上で、希望者への配布、関係機関への送付などにも活用しております。

なお、町のホームページや、SNS等でも広報紙を公開しており、デジタル媒体での閲覧を希望される方にも対応できる体制を整えております。

今後も必要な情報が、町民の皆様に不足なく届くよう、発行部数や配布方法の見直しも含めて、効果的な広報のあり方を検討して参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほどの答弁によると、毎月300部程度残っていることですけれども、これは発行部数7000部から、自治区配布分6100部、公共施設設置500部。関係自治体への郵送80部と観光案内所の窓口20部、この合計670

0部を引いた数ということでしょうか。

この公共施設や観光案内所に設置しているものは、これは毎月どれくらい残っているのでしょうか。回答お願ひいたします。

○坂原 正勝議長 寺田武司企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えいたします。

毎月、公共施設等に設置したものについては、回収は行っておりませんので、各施設において処分、または一定期間保管の上処分されていると聞いております。従って、翌月の差し替え時における残部数は把握しておりません。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。公共施設等の設置しているものについては回収していないため、残部数は把握できていない。各施設において処分されているとのことでした。

つまり、もしもほとんど公共施設に設置されたものは持つて行かれていないとしたら、500部、これに毎月の残部数300部を加えて800部。1割以上が無駄に処分されているという可能性もあります。岬だよりの印刷には、令和6年度の決算ベースで約376万円、我々議会のこの議会だよりの印刷には約112万円かかっています。合計すると、およそ500万円近くもの費用がかかっています。そのため、できる限り無駄に処分されることがないようにする必要があります。また、発行部数は7000部のことですが、世帯数が7400弱なので、それよりも少ないです。

つまり、最初から全世帯に届く前提になっていないということです。これはおそらく、自治区配布などの実績から発行部数を算出しているのだと思います。広報紙については、先ほどの総合防災マップとは異なり、必ずしも全戸配布する必要はないと思います。住民の中には、スマホやパソコンで見れるから、紙媒体はいらない、紙や印刷コストは無駄なので、配布しないで欲しいといった声も少なくないです。また、自治区からは、各戸配布が大変といった声も多く聞きます。ご存じの通り、全国でも多くの自治体が岬町と同様に、自治区・自治会といった広報紙の配布を行っております。しかし、この広報紙の配布の負担がとても大きいといった問題も発生しています。

特に高齢化が進む中、こういった問題はどんどん深刻化していくことが予想されます。そのため、一度広報紙の配布について、自治区や住民へ意向調査を行ってはどうでしょうか。回答お願ひします。

○坂原 正勝議長 寺田企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

本町を含む堺市以南の地域における広報紙の配布方法については、堺市及び阪南市では民間の配布事業者を活用しており、それ以外の11市町村では、地

域の自治会や自治区にご協力をいただき、広報を配布しております。

本町におきましても長年にわたり、地域の自治区の皆様にご協力をいただき、住民への広報紙配布が円滑に行われてきたところです。こうした地域との連携による配布体制は、地域の繋がりの維持や情報共有の観点からも一定の意義があると考えております。

一方で近年では、配布の負担感や自治会加入率の低下などにより、今後の配布体制のあり方について検討が必要であるとの認識もございます。

このような状況を踏まえ、広報紙の配布方法については、自治区や住民の皆様のご意見を把握し、今後の参考とすることは有意義であると考えておりますので、必要に応じて、アンケート調査などの方法も含め、意識調査の実施について検討して参ります。

○坂原 正勝議長 谷地泰平君。

○谷地議員 はい。

先ほどのご回答にもあった通り、現在の自治区での配布についても検討が必要な時期に来ていると思います。特に岬町は高齢化率が高いため、近い将来、今のことでは配布できなくなる可能性もあると思います。早急に検討を進める必要があると思いますし、それには、自治区や住民の意見を聞く必要があります。そしてそれには、意向調査の実施について検討を進めさせていただく必要がありますので、よろしくお願ひいたします。

また、こういった状況の中、先ほどの答弁にもありました通り、全国ではすでに、自治会配布からポスティングなどによる全戸配布に切り換えてる自治体もあります。岬町でも、意向調査の実施とあわせて、一度別の配布方法も含め、検討を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○坂原 正勝議長 寺田武司企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 谷地議員のご質問にお答えいたします。

広報紙の配布につきましては、令和5年6月議会においても同様のご提案をいただき、答弁を申し上げた通り、本町では、これまで自治区を通じた配布を基本としております。この方式により、地域の皆様との連携のもと、岬だよりや議会だよりなどの広報紙や、各種配布物が届けられて参りました。

一方で、自治区への加入を前提とした配布方法であることから、自治区に未加入の世帯には、広報紙が届かない事例もあることは、町としても認識しており、課題であると受けとめております。

現行の自治区を通じた配布体制には、地域の繋がりや、情報の伝達を支える重要な役割があると考えております。単に利便性や効率性だけでなく、地域コミュニティの維持、活性化の観点からも評価すべき点があると認識しております。

しかしながら、ご提案のようなポスティングなど、業者による全戸配布については、全国的に導入事例が増えており、情報の公平な伝達手段としては、有効性はあるものと理解しております。ただし、広報紙を月1回年間12回全戸に配布する場合のコストは、現時点の試算で年間約650万円程度要する見込みであり、財政負担の面で、慎重な判断が求められます。

引き続き、協働のまちづくりを推進する中で、自治区への加入促進や、その活動の支援にも取り組みながら、広報紙の配布方法については、住民の皆様の利便性や、費用対効果、地域の実情を踏まえ、現行の配布体制を基本としつつ、今後全戸配布のあり方を含めて検討を進めて参ります。

○坂原 正勝議長 時間が参りましたので、これで終了します。

谷地泰平君の質問が終わりました。

次に、松尾匡君。

松尾議員途中でお昼休憩に入りますので、きりのいいところで、ご協力をよろしくお願ひします。

○松尾議員 松尾匡でございます。それでは、一般質問を始めます。

まずは、子供たちのための教育政策についてです。

教育は未来を担う子供たちを育成する上で極めて重要なものです。特に近年の変化の激しい時代の中、生きる力を育むことが重要とされております。

さて、この町の教育の一番の指針ともいえるのが、教育大綱でございますが、今年度は第二期教育大綱の最終年度ですが、前回の令和元年との見直しではどのような改正がされたのか、そこだけをお答えください。

○坂原 正勝議長 教育次長 松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

教育大綱の令和元年度に改正されたのはどのような改正だったのかというご質問に対しまして、主な改正点につきましては、対象期間の変更として、第1期、平成27年度から平成31年度を、第二期では、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、令和3年度から、第5次総合計画が策定され、その中期計画、前半の5年間を見越して、6年間に設定したものです。

次に、重点施策の見直しと追加を行いました。主な内容といたしましては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、スタートカリキュラムを新たに明記いたしました。加えて、学校の組織力向上と開かれた学校づくりの推進の観点から、学校の特色を生かした適切な教育課程の編成カリキュラムマネジメントを追記し、現行学習指導要領の考え方を反映しております。

またICTを活用した教育の推進では、情報活用能力の育成、プログラミング教育の推進、外国語教育、グローバル教育の推進では、英語によるコミュニケーション能力の育成を追記しております。

その他、施策項目の配置変更や用語の見直しを行いました。以上でございます。

○坂原 正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 前回の見直しのときに、パブリックコメントを実施されなかったように思いますが、しなかったのはなぜなんでしょうか。これは後でお答えいただきたいと思います。

また、令和2年2月に第二期教育大綱が策定されていましたが公表されていませんでした。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないとされております。

先日、担当課に私から指摘をし、は、今月、8月7日にやっと岬町ホームページで公表されました。なぜ、今まで公表されなかつしなかったのか、この2点お答えください。

○坂原 正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のなぜパブリックコメントをしなかったのかということです。第二期教育大綱の策定にあたりましては、パブリックコメントを実施して策定した、第4次岬町総合計画及び第1期教育大綱の方針の継続を基本とした上で、文部科学省が改定した現行の学習指導要領などに即して見直す一部施策内容の改定であったこと、その他施策項目の配置変更や、用語の見直しなど、所要の改定であったことから、パブリックコメント手続きを実施いたしませんでした。教育大綱の策定過程については、教育委員会議で、教育委員の審議を経て、総合教育会議で、町長部局と教育委員会が協議し、内容を確定しております。

今後、教育大綱の全面的な改定や、新たな方針策定を行う場合には、町民の皆様のご意見を広く伺う機会の必要性を踏まえ、パブリックコメントの実施を検討して参ります。

2つ目の、大綱の公表につきまして、お答えさせていただきます。教育大綱ホームページへの掲載につきましては、第1期は、策定時にホームページへ掲載しておりましたが、第二期は掲載を失念し、遅れることとなりました。

現在は掲載を完了しており、今後は遅れのない情報公開に努めて参ります。大変申し訳ございませんでした。

○坂原正勝議長 松尾匡君

○松尾議員 本町の教育の指針で一番重要なものだからこそ、公表が義務化されている極めて重要なものが、教育大綱です。

それを失念していたっていうのはね、いかがなものかと、本当に思います。町の教育に対する姿勢、そして住民に対する姿勢がここで表れるんですよ。町

の教育に対する姿勢を。もうちょっと正していただきたいなというふうに思います。私からするとね、この1つとっても岬町は教育を軽視してるんじゃないかなとか。住民を軽視してると同じなんじゃないかなというふうに私は考えてしまいます。なので、今後気をつけていただきたいと思います。

教育大綱は時代に沿った教育となっているのか。この町の今の教育現場に当てはまるものになっているのか、見直しは都度必要です。1期から2期へと期を区切っているのは、環境がね、目まぐるしく変化するこの時代だからこそ、都度見直すために設定してると思うんですよね。言い換えれば、当事者の声を聞ける良い機会と渡したら考えますが、なぜパブコメをね、しない。しようとしないのか私にはね、理解できないんです。軽微な変更だからと、誰が決めるんでしょうか。

当事者のね、声を聞かずして、誰のための教育をしようと、この町はしているのか見えません。教育委員会や町長部局のための教育をこの町は推し進めようとしているからなのか。この姿勢からも、当事者軽視が私は伺えてなりません。

こんなね住民軽視の姿勢の教育行政では、住民の思いに沿ったものになるはずがないんですよ。とっていきましょう。

さて、先ほど、第二期教育大綱の主な改正内容について答弁いただきましたけれども、それ以外に、第1期では、少子化に対応した小中学校、連携教育の推進だったものが、少子化に対応したよう、幼保・小中学校連携、教育の推進に変更されております。

不登校児童生徒が急激に増えた社会問題となっている中、中1ギャップといった小学校から中学校の段差解消だけでなく、幼稚園保育所と小学校との段差解消も図る必要があるためです。

近年では中1ギャップだけではなく、小一プロブレムと言われる小学校1年生が入学後にうまく学校に適用できないといった問題も増えています。

自治体によっては、小学校1年生の不登校児童が、この5年で8倍も急増してるところもあるんです8倍。そのため、幼稚園保育所と小学校との段差解消が急務なんです。

それには、子供たちがきちんと集団生活の中で様々な経験をして、多くのことを学ぶことができる環境が必要不可欠だと私は思っております。そのためには、以前から何度もお伝えしている通り、淡輪幼稚園と淡輪保育所を統合し、認定子供園に移行すべきです。

そこで、お伺いします。岬町を淡輪幼稚園のあり方検討委員会の予定と、具体的な検討の内容はいかがなものか。

あと、認定子ども園の移行する考えはないのかお答えください。

○坂原 正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長　松尾議員のご質問にお答えいたします。

淡輪幼稚園のあり方検討委員会につきましては、予算は4回分を計上しておりますが、必要に応じて随時お諮りすることが生じた場合には開催することとしております。

今年度の、淡輪幼稚園のあり方検討委員会につきましては、具体的な日程は未定ですが、まず、淡輪幼稚園が果たす役割として、SNSなどを活用した園児募集、広報方法の充実、親子登園、園庭開放の改善や、子育て支援、また、幼児期に必要な非認知能力の育成や、小学校、保育所との連携強化、地域交流など、今年度の状況などを確認しつつ、来年度の入園児募集人数を見据え、開催を検討しているところです。

認定子ども園の移行につきましては、まず、幼児教育の質の向上などの充実を優先すべき段階と考えております。存続にこだわるのではなく、子どもたちにとって最適な教育環境の充実に努めて参ります。

具体的な検討といたしましては、これまで、淡輪幼稚園のあり方検討委員会におきまして、幼稚園体制の構築、地域に根差した子育て支援の充実。さらなる幼児教育のカリキュラムの構築といった視点から、公立幼稚園が果たす役割として議論を重ねて参りました。

今後も少人数の特性を生かした、きめ細やかな保育や、学力の土台となる非認知能力の育成に力を注ぐためにも、地域との繋がりを深めた運営、子育て支援の充実などの課題を踏まえ、淡輪幼稚園のあり方を検討していきたいと考えております。

○坂原　正勝議長　松尾議員の一般質問途上ですが、お昼休憩に入りたいと思います。

お諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○坂原正勝議長　異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は13時00分といたします。

(午前11時58分　休憩)

(午後　1時00分　再開)

○坂原正勝議長、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を再開します。

松尾匡君。

○松尾議員　淡輪幼稚園のあり方検討委員会設置要綱の第1項に、少子化や就労形態の変化による保育ニーズの多様化といった社会環境の変化の中で、今後の岬町立淡輪幼稚園のあり方について、具体的な方向性を検討するため、岬

町立淡輪幼稚園のあり方検討委員会を設置するとされております。

これまで、令和5年度には2回、令和6年度には1回の計3回しか開催されてないんです。令和7年2月7日には、委員長の方から、認定子供園への移行を検討する時期に来ているのではないかといった意見も出ております。このような状況であり、また淡輪幼稚園のあり方検討委員会の目的である。岬町立淡輪幼稚園のあり方についての具体的な方向性が決まってはない。決まっていないのじゃないかなと思うんですね。それなのに、今年度になって半年が経過した時点でもなぜ、次の会議日程すら決まっていないのかということなんです。

これでは、淡輪幼稚園のあり方検討委員会は機能してないよう思います。さて、ここで4つお尋ねしたいと思います。幼児教育の質の向上等の充実を優先すべき段階とのことですが、幼児教育の質の向上とは具体的に何か、2番目、集団生活のまとめについてどのように考えているのか、3番目、子供たちにとって最適な教育環境とはどのような環境なのか。4番目。それは、認定子供園ではなく、今のままの淡輪幼稚園にしかできないことなのか、あわせてお答えください。

○坂原正勝議長 教育次長松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の幼児教育の質の向上とは、どのようなことかというご質問にお答えさせていただきます。淡輪幼稚園としては、少人数保育の利点を生かした、きめ細やかな指導や、非認知能力を育む教育活動の充実、教職員の研修による資質向上、さらには保護者や地域と連携した多様な体験活動を通して、子ども一人一人が安心して成長できる環境を整えることであると考えております。

2点目の集団生活の学びについてどう考えているのかのご質問です。淡輪幼稚園は現在、全園児6名という少人数ではございますが、その中でも集団生活の学びを大切にしております。少人数だからこそ、一人一人の思いや考えを丁寧に受けとめ、お互いに伝え合い、支え合う、経験を積み重ねることができます。また、幼稚園、淡輪保育所との交流活動や、小学校の訪問を通じて、より多くの友達や年上の子どもたちとの関わりを持つ機会を設けております。こうした体験により、協調性や思いやり、社会性を育み、小学校以降の集団生活へ円滑につなげていけるものだと考えております。

3点目、最適な、子どもたちにとって最適な教育環境は、どんな環境かというご質問です。子どもたちにとって、最適な教育環境とは、一人一人の発達段階や個性に応じて安心して生活ができ、主体的に学びや遊びに取り組める環境であると考えております。淡輪幼稚園としては、少人数の利点を生かしたきめ細やかな保育により、子どもたちが自分の思いを表現し、友達と係わり合いながら、非認知能力を育むことができる環境を整えているところでございます。

また、保育所との交流や、小学校訪問を通じて、多様な人間関係や社会性を学ぶ機会を設けるとともに、地域と繋がりを生かした活動を取り入れることで、子どもたちの成長を支える教育環境づくりに努めているところでございます。子ども園ではなく、今までの、今ままの幼稚園でしかできないことなのか。

4つ目のご質問です。子どもたちにとって最適な教育環境を整えることが第1であり、幼稚園という形態にこだわるものではなく、重要なのは、少人数である利点を生かしながら、一人一人に寄り添った教育や、非認知能力を育む活動、さらには、保育所や小学校との連携を通じて、子どもたちが安心して学び成長できる場を作ることであると考えております。そのため、今後あり方につきましても、制度や施設の枠にとらわれず、子どもにとって最善となる環境を柔軟に検討して参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 淡輪保育所は、みんなで130人以上いてますよね。淡輪幼稚園は、今6名ですよね。今、答弁されましたけれどもね。これでは、私が先ほど、午前中に言いました、段差解消とかね、っていうのはやっぱ難しいんではないかなと思うんですよ。その他の幼稚園の課題の1つであるね。人数が少ないから、運動会ができないとかね。いろんな課題が、もうどんどんどんどん表面化してきてるわけですよね。それを私は前から言ってるつもりではいてるんですよ。であれば、もう、っていうのと、あと選べない。ところなんですよね。保育所と幼稚園、本当は、対応というか、集団のね、集団ではぐくめるところに生かしてやりたいけれども行けない家庭もいてるわけですよね。そこを解消するために、子供園、早期に考えていくべきではないかというふうな意見も出てるということなんですよね。私はそこを課題ととらえております。児童生徒数がね、減少する中で、学校統合を望む声も高まっております。その延長でね、だからといって私は今日ね、学校統合に絞ったやり方を進めるべきとの趣旨でね、今日は望んでいません。

しかし、学校統合進めるとした場合でもですよ。場合でも5年以上かかるわけですよね。いろんな検討もしていかないといけない声も聞いていかないといけないということで、5年以上かかると言われております。あり方をね早急に検討を行い、方向性を決めなければ、手遅れです。そんな中、小学校のあり方について、これまでどのような検討を行っているのか、教育委員会は小学校中学校をどうしていくのか、お答えください。

○坂原正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

小学校のあり方につきましては、通学区域からの就学ができ、少人数での教育のよさを生かした、きめ細やかな指導や特色のある教育を行う学校選択制の

1つである特に特認校制度も含め、教育委員会におきまして議論を行っているところであります。現時点では具体的な方針の決定には至っておりませんが、今後も引き続き、教育委員会の中で、継続的に議論を重ね、検討を進めて参ります。また、これまでにも答弁させていただいておりますが、地域の子どもは地域で育てるという基本的な考え方のもと、地域の特色や小規模校のメリットを生かし、地域とともにある学校づくりに取り組んでおります。その一環といったしまして、現在、小学校3校、中学校1校すべてに学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして地域と学校が協力し合いながら教育活動を進めております。学校を統合すると、経済的なメリットはありますが、学校がなくなった地域は衰退してしまうと考え、地域、学校、子どもを一体的に考えていく必要があります。地域の人たちで子どもを守るし、育てていくことが大切である。観点から、現時点では、できる限り、小学校3校、中学校1校を維持していくことを考えております。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 ここでもうすでに10年、学校があるのに地域は激しく衰退し今も続いている止められていませんよね。学校を維持するだけではね、地域の衰退は止められない。結果がもう随分前から出ているわけですよね。でもまだ同じことをずっと続けているっていうのが、今の現状ですよね。これはねもうすでに、手遅れというかね間違った選択だと私は思ってるんですよ。だからこそ、もっともっと検討するべき。案件やと思ってます。

私はね、そういう問題を大きくとらえております。これ今もう、していかないと間に合わないよということを今日はお伝えしてるわけなんですけれども。学校選択制についてね、教育委員会で検討を行っているとのことですけれども、具体的にこれまでどれぐらい、教育委員会にて会議などを行い、どのような検討を行っているのかっていうのも、お答えいただきたいところですし、また、今後さらに少子化が進み、小中学校の児童生徒数が減っていくことが予想されています。そんな中、全国でも様々な学校編成が進んでいますが、その方法も小学校統合だったり、小中一貫校だったり義務教育学校など様々ですよね。そこでまた質問したいですが、これらについて岬町ではこれまでどのように検討を行っているのかをお答えください。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

今後の教育環境につきましては、どのような形が望ましいのかについて議論を重ねている状況であります。先ほどもお伝えした通り、現時点ではできる限り、小学校3校、中学校1校を維持していく考えであります。これまで教育委員会では、学校選択制の活用や、通学区域の見直しの方策、また、現在の3校

を維持するための方策の検討を行って参りました。その過程で、それぞれのメリット、デメリットや課題を整理し、総合教育会議においても議論を重ねてきましたところであります。現時点では具体的な方針の決定には至っておりませんが、今後も引き続き、教育委員会の中で継続的に議論を重ね検討を進めて参ります。

○坂原正勝議長、松尾匡君。

○松尾議員 教育次長おっしゃってる中でね、私はやっぱり、ない、ないというか、欠けてるものがあると思うんですよ。やっぱりそれは当事者ですよ、当事者の声が聞けてない。ところに、私は問題があるかなと思ってますって、今日お伝えしたい。このテーマの一番お伝えしたいところがそこなんですよ。

子供基本法ではね、子供に関する政策の推進にあたっては、子供や子育て当事者の意見を反映させることが義務づけられているんです。義務づけられているんです。教育学校こそ、子供にとって重要な施策であるため、子供にとって重要な施策なんですよね。政策なんですよね。子供や保護者にアンケートなどを行い、意見を聞くべきではないんですか。今日私が本当にこれ一番伝えたいことなんです。

そこをお聞きしたいなと思います。もう一度お願いします。

○坂原正勝議長 松井文代教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

これまでにも答弁させていただいておりますが、当事者である子どもや保護者などの意見を聞くことは重要であると認識しております。先ほども、何度もお伝えしておりますが、現時点ではできる限り小学校3校、中学校1校を維持していくという基本的な考え方のもとでございます。町としてこれから先、少子化が続く中において、どうしても、学校としての機能が果たさないなど、保護者並びに学校関係者、そして地域の皆様とよく相談していくと、以前も答弁しているところでございます。また当事者からの意見聴取につきましては、教育委員会の中で議論させていただきますが、特に子どもの意見聴取は子どもへのフィードバックや、子どもの気持ちなどを考えると、簡単に意見、意見聴取をすることが難しく、非常に繊細なところも含んでおりますので、その辺は、教育関係者などと慎重に議論を重ねる必要があると考えております。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾議員 私はね逆転、逆なんじゃないかなと思って仕方がないんですけど。なぜ今の環境を維持するという結論が先にあって、当事者の声をないがしろにされるんかなっていうのが、理解できないところなんですね。機能を果たさなくなってから考えるとおっしゃいました。どう考へてもね、誰が考へても手おくれないような気がするんですよ。どうしても学校としての機能が果たさなくなってから考えると、以前とね同じ答弁をされておりますけれども。

学校としての機能が果たさない状態とは具体的にどのような状態であり、その判断基準は何か、お答えください。当事者である子供や保護者等の意見を聞くことが重要と認識していることですけれども、重要なのであればなぜ意見を聞こうとしないのか。子供の意見聴取についても、ちょうど1年前の令和6年3月議会でも同様の答弁をされていますが、教育関係者などと議論を行ったのか、あわせてお答えください。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校としての機能が果たせなくなるかどうかにつきましては、客観的な線引きではなく、まず、学校現場から学校運営に支障があると、正式な報告が寄せられることが1つの契機となります。その上で、児童の推移や、教育活動の状況、学校運営に必要な体制などを総合的に勘案し、保護者や学校関係者、地域の皆さんと十分に協議を重ねながら、町として判断していきたいと考えております。

また、どんな議論をしたのかという話ですが、以前に、教育委員さんとも教育委員会の中で話をされてますが、聞く場合は、慎重に行わなければならないというご意見もいただいております。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 慎重に聞いていってください。もうそういう、もう、タイミングです。先ほど、学校現場からの正式な、報告がないと。逆に言うとね、このままいくと、いうことが明らかになりました。学校のためでしょうか。違いますよね。子供たちのためですよね。私はそう思うんですがそこが私と今の教育行政との違いかなと、考え方の違い、大きな違いかなと。私は思うんですよね。

このテーマのね、最後の質問にしたいと思いますけれども、教育基本法に基づき、国の教育振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、教育の目標とか、基本方針、具体的な施策の中へ施策など、教育行政全般に関する内容を含む計画である、教育振興基本計画というものがあります。この教育振興基本計画の策定が全国的にね実はとても進められているんです。全国で89%の自治体がもう策定してるんですよね。策定済みです。子供岬町はやってますよね。子供たちの未来を、開拓していく教育を実現するための羅針盤としてね、岬町でも、教育振興基本計画を策定すべきではないか、お答えください。

○坂原正勝議長 松井教育次長。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育振興基本計画につきましては、現時点では策定しておりません。教育行政、地方業教育行政の組織及び運営に関する法律第16条の2において、市町

村教育委員会は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針を、定める計画を定めるよう努めなければならないとされており、策定は義務ではなく、努力義務であります。

本町におきましては、国や府の教育施策を踏まえつつ、町の実情や課題に応じた教育施策を推進しており、計画としての位置付けを行うには、教育委員会での十分な議論や、関係者との調整が必要であると考えております。今後につきましても、必要性や効果、策定に伴う体制などを、総合的に勘案しながら、検討して参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 教育振興基本計画についても、検討するというご回答ですが、残念ながらね、検討すると答弁された、私の今までの提案について、過去を振り返ってみてもあまり進められていないことから、当町に努力義務だからやらなくてよいという、そんな姿勢を私は感じ取れました。幼稚園や学校のあり方も含めてね、岬町の教育行政と調整は、結局遠まわしに子供たちの未来に関わるこの大きな大きな問題をまた先送りにし、今のまま何もしない、何も変えないという姿勢になるだろうことが、ここでよくわかりました。

問題が深刻化している中でも、問題を直視しようとせず、危機的状況になつてからやっと考えるということを始めるという、私からするとね、子供たちの未来を軽視してするような、そんな今の教育行政・町政では、子供たちの健全な成長や成長とね、輝かしい未来を守れるはずがないんです。生徒数の数は5年先まで明確にわかってるはずなの。未来から逆算してやるべきことをしない。教育行政や町政では、当事者からすると、未来に希望を持てるはわけがないんですよ。ないんですよ。私はね、幼稚園や学校のあり方について、早急に住民の声をしっかりと丁寧に聞き、みんなが望むこの町に合った新しい幼稚園や学校のあり方を実現させるために動いて参ります。

次のテーマに移ります。危機的財政難を乗り越えるための新たな財政財源確保の取り組みについてです。第4次集中改革プランによると、令和7年度はおよそ2億円、新たな財源を確保しなければ赤字となってしまうと言われますが、財政、行財政改革の進捗状況をお聞かせください。

○坂原正勝議長 財政改革部長内山弘幸君。

○内山財政改革部長 ご質問にお答えする前に一般質問として通告のありました質問の要旨の中で、70億円以上の地方債とこのままでは新たな事業何も行わなかつたとしても、毎年1億から2億円の赤字とされていることについてご説明させていただきます。地方債につきましては、一般会計の令和5年度末残高は約72億8400万円でしたが、直近の決算である令和6年度末では、70億円を下回り、約68億7800万円と、金額に関しまして4億

600万円の減少となっております。また直近ピークの地方債残高であります124億円からは大幅に減少いたしております。

次に、毎年1億から2億円の赤字につきましては、或いは第4次集中改革プランでは、改革取り組み前の財政収支見通しにおいて、各年度で1億から2億円程度の財源不足が生じる見通しとなっておりますが、あくまで、改革取り組み前の見通しでありまして、改革に取り組む効果額により、財源不足は概ね解消する見込みです。また、令和6年度の決算につきましては、財政調整基金の取り崩しはなく、実質収支は黒字決算となり、実質単年度収支も黒字決算となりました。おりまして、質問要旨の1億円から2億円の赤字が当たらないということになります。それでは松尾議員のご質問にご答弁させていただきます。

令和7年度の進捗状況につきましては、令和7年度に掲げる改革項目の実現に向け、行財政改革担当と担当課におきまして、一丸となって改革に取り組んでいるところです。一方で、令和6年度決算を踏まえまして、令和6年度における改革の取り組みが、プランに掲げる目標に到達しなかった項目について、行財政改革担当と担当課で、その目標に至らなかった原因や、その改善策を協議しているところです。今後につきましては、第4次集中改革プランに掲げる行財政改革に向けた進捗状況の把握を徹底して参りたいと考えております。行財政改革担当といたしましては、定期的に担当課と情報交換、協議を行い、仮に行財政改革の取り組みに課題がある場合には、その課題を共有し、課題解決に向けた支援を行って参ります。また、田代町長が本部長である行財政改革推進本部を中心に、全庁的な体制で取り組み、学識経験者や、広く各分野の住民代表などで構成される行財政改革懇談会からも、改革の取り組み状況について、意見助言をいただきたいと考えております。

財政集中改革プランに掲げる令和7年度の目標達成に向けて、引き続き、住民の皆様のご理解とご協力を終えた上で、住民議会、行政が一体となって行財政改革に取り組んで参りたいと考えております。

○坂原正勝議長　松尾匡君。

○松尾議員　今までね私は議会で、行財政改革項目となるような、稼ぐ取り組みを数多く提案してきたつもりです。しかもそれらのほとんどが、他の自治体ですでにやっているもので、成功してる例を取り上げて詳しく説明をし提案してきたところなんですね。私が耳を疑うのは、私が提案してきたことには検討すら示してこなかったのに、ここに来て、やっぱり今の町財政では、その目標値、行財政改革の目標達成できる方策を考えられないから、例えば、学識経験者や、各分野の住民代表などで構成される。行財政改革懇談会からも行革の取り組み状況について意見助言をいただきたいとかね、あと、住民の皆さんのご

意見と、ご理解とご協力をえた上で、住民、議会、行政が一体となって営業されて改革に取り組むとか言われてることなんですよ。私からするとね。人の提案を反故にしておいて、今になって何を言っているんかなというふうな、思いがあるんですよ。

私は一貫してね、住民とか議会とか行政がね、協働する仕組みを訴えてきたにもかかわらずなんですよ、私が思うのはね、話を戻します。財政確保の外、改革項目としてやっていくと言われていた、特に効果額としての割合が大きい。未収債権の徴収率向上の取り組み状況をお伝えください。

○坂原正勝議長　内山財政改革部長。

○内山財政改革部長　松尾議員のご質問にご答弁させていただきます。

ご質問のありました改革項目、未収債権の徴収率の向上につきましては、第三次集中改革プランでも改革項目として掲げておりましたが、目標の徴収率に及ばない収入があるなど、未収債権の徴収率の向上は課題の1つと考えております。第4次集中改革プランの計画初年度である令和6年度の行財政改革の取り組み状況につきましては、9月定例会の最終日の全員協議会でご説明させていただく予定しております。令和6年度での徴収率の状況につきましては、町では年度内に260件の臨戸訪問を行ったこともあり、令和5年度に比べて、現年課税分、滞納繰越分ともに、徴収率が向上し、目標徴収率を上回ることができましたが、他の収入では目標徴収率を下回ったものがありました。今後の未収債権の徴収率の向上に向けた取り組みとしましては、今年度滞納者の財産照会について、従来の紙ベースでの紹介に代えて、電子照会サービスを導入いたしました。これにより預金残高の把握が速やかに実施できるようになり、預金差し押さえ事務の取り組みを強化いたしました。

また、庁舎内徴収体制の円滑な運用のため、定期的に開催し、債権徴収担当課で構成される事務連絡会議について、戒告目標への進捗状況を的確に把握し、徴収に向けた課題を共有し、債権徴収担当課の徴収対策を支援する取り組みを強化して参りたいと考えております。また、地方税の滞納整理の推進のために設置された。大阪府域地方税徴収機構につきましては、令和9年度からの職員派遣を検討しているところで、困難案件の滞納整理や、職員の徴収技術の向上を図ることも考えております。行財政改革懇談会からもご意見があつたように、徴収率の向上は、一朝一夕に改善することは困難であると思いますが、行財政改革担当と債権徴収担当課で、徴収率の向上に向けており、取り組みを継続して行うことで、引き続き、納税の公平性の確保に進むという参りたいと考えております。

○坂原正勝議長　松尾匡君。

○松尾議員　そういうしてらう中に、今年度も半年がもうすぐやってくるとい

う中でね、とにかく始めないと効果は出ませんよね。さっき言うに進めていただきたいと思います。また、すぐに始められる改革項目として、町有施設のネーミングライツ実施の検討とかだとか、庁内備品等のフリーマーケット出品による収入の確保の取り組みも言われておりますが、その進捗状況をお聞かせください。

○坂原正勝議長　内山財政改革部長。

○内山財政改革部長　松尾議員のご質問にご答弁させていただきます。

ご質問のありました改革項目、町有施設のネーミングライツの実施の検討につきましては、町有施設にネーミングライツの実施を検討し、新たな歳入の確保を図る取り組みで、改革項目、町用備品等のフリーマーケット出品による収入の確保につきましては、不要となった備品等を、フリマアプリで販売することで処分費を削減、収入の確保を図る取り組みです。

ともに第4集中改革プランでは、目標効果額を定めておりませんが、計画期間中に、先進市町村の事例の調査研究や町内既存施設について、導入可能施設備品の検証を行うなど、諸課題の整理を行った上で、事業実施に向けて、ガイドラインや要綱の整備を進め、少しでも収入の確保ができるように取り組んで参ります。

○坂原正勝議長　松尾匡君。

○松尾議員　これについても、もうやると言った限りは、取り組みをすぐにやつていただきたいです。もうさっきお願いします。もうね、財政難は変わりません。だから、一刻も早く、よろしくお願いしたいと思います。

ふるさと納税の確保に向けた地域活性化企業との取り組み状況についてもお伺いしたいと思います。お願いします。

○坂原正勝議長　寺田企画政策推進監

○寺田企画政策推進監　松尾議員のご質問にお答えいたします。

本町では令和7年6月議会において瀧見議員からご質問を受け、地域活性化起業人制度の、活用方針についてご答弁いたしました。その後制度の導入に向けた、具体的な調整を現在進めているところでございます。制度活用の一環として、官民連携事業研究所と打ち合わせを行ったところ、企業派遣型よりも、副業型個人単位による人材活用の方が、本町の状況に適しているのではないかとのご意見をいただきました。複業型であれば、より柔軟な人材マッチングが可能であり、同研究所からは、個人の紹介であれば協力可能であるとのご提案も受けております。こうしたご提案をいただいておりますが、本町としては、現時点では、制度本来の趣旨に沿った企業派遣型での受け入れを基本方針としており、その実現に向けた調整を引き続き進めているところでございます。

また、令和7年7月8日からは、本町ホームページ等を通じて、人材の募集

を開始しており、現在までに1社からお問い合わせをいただいております。今後も広く公募を継続して、複数の企業と接点を持ちながら、適切な人材の確保に努めて参ります。

本町といたしましても、地域活性化企業人制度を活用し、ふるさと納税の寄付額増加に向けた取り組みを推進して参ります。具体的には返礼品の魅力向上、プロモーションの強化。寄付者ニーズの分析、さらには、企業版ふるさと納税の推進などに取り組んで参ります。今後も民間の知見を積極的に取り入れながら、町の魅力発信力を高め、持続的な寄付額の増加につなげていくよう努めて参ります。

○坂原正勝議長 松尾 匡君。

○松尾議員 地域活性化企業人は、令和7年7月8日からは、ホームページで募集を行い、1社から問い合わせができているとのことですけれども。募集要項では、受け入れ例年年度は9月からとなっておりますね。受け入れの見通しはどういう状況なのかお答えいただきたいのと、また、今年度の目標効果額は6210万円を達成するには、目標効果額である6210万円を達成するには、およそ1億3000万円もの寄付額の増加が必要と思われますが、今から企業人に企業人材を受け入れ、取り組みを進めたとして、十分な効果が上げられるのか。そこが心配なんです。年末に駆け込み不寄付があるとはいえ、大丈夫なのか、お答えください。

○坂原正勝議長 企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えいたします。

募集要綱上は、令和7年9月からの受け入れを予定しておりますが、今年度のふるさと納税の目標効果額6210万円を達成するためには、約1億3000万円の寄付額増加が必要であり、年末の駆け込み寄付の時期に間に合わせることが極めて重要であると考えております。本町では令和7年7月8日からホームページ等で地域活性化企業人の募集を開始し、現在までに1社からお問い合わせをいただいております。現在この企業との調整を進めており、相手方の意向も踏まえつつ、できるだけ早い採用を目指して参ります。採用後は速やかに返礼品の魅力向上、プロモーションの強化。寄付者ニーズの分析、企業版ふるさと納税の推進などに取り組みを開始し、年末の寄付ピークに最大限間に合うよう事業を展開して参ります。今後も民間のノウハウとネットワークを積極的に取り入れ、寄付額の増加と、持続的な地域活性化に向けた取り組みを加速して参ります。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 時間の都合上ちょっと、通告してたところを省いて次に進めたいと思います。ふるさと納税は、単純に特産品を返礼品とするだけでなく、ク

クラウドファンディングの仕組みを活用し、自治体の課題解決のための資金調達や、ふるさと納税3.0といった新たな地場産品の創出や販路拡大の支援。

地域団体の活動支援などを行うことができますが、岬町もこれらの仕組みを活用していくべきではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○坂原正勝議長 寺田企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

クラウドファンディングの仕組みづくりの検討についてということでご答弁させていただきます。本町におきましても財源の確保と地域課題の解決を両立させる手段として、ふるさと納税制度の有効活用は重要であると認識しており、その一環としてガバメントクラウドファンディングの導入は、有力な選択肢の1つと考えております。ガバメントクラウドファンディングは、特定の地域課題や事業目的を明確に掲げ、全国の寄付者に共感を得ながら、寄付を募る仕組みであり、資金調達のみならず、町の取り組みや魅力を広く発信する効果も期待できます。

現在他の自治体における活用事例としては、例えば、子育て支援や、地域医療の充実、文化財の保存など、寄付者の共感を得やすいテーマを設定と、丁寧な情報発信により、当初想定を上回る成果を上げている事例も確認しております。本町においても例えば、地域おこし協力隊による空き家活用や、地域資源を生かした観光振興事業、災害対策や教育環境の充実など、ガバメントクラウドファンディングに適したテーマが考えられることから、今後は、その導入可能性について、ふるさと納税ポータルサイト運営事業者との連携や、他の自治体の成功事例の調査研究を行いながら行いながら、効果的な活用方策を検討して参ります。引き続き、地域課題の解決と、財源確保の両立に向け、柔軟かつ実効性のある手法を積極的に取り入れて参りたいと考えております。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 ガバメントクラウドファンディングを活用した事例としては、例えばね、飼い主のいない猫の避妊手術助成金とか、まちづくり活動団体や自治会への補助金とかね。あと、吹奏楽部への楽器寄付など、岬町でも課題となっているものに対して活用されていることもあります。

また、通常のふるさと納税の返礼品としても、空き家空き地の草刈作業とかをね、設けている自治体もたくさんあるわけなんですよね。このように、他の自治体のふるさと納税の活用、調べてみると、いろいろ工夫して、様々な課題に取り組んでおられます。岬町でも活用できそうな事例もたくさんあるため、ぜひ積極的に取り入れていくべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○坂原正勝議長 企画政策推進監。

○寺田企画政策推進監 松尾議員のご質問にお答えします。

ふるさと納税やガバメントクラウドファンディングは、地域課題の解決や、住民サービスの向上に向け、全国各地で多様な活用事例が広がっております。例えば、議員からいただいた、飼い主のいない猫の避妊手術助成、まちづくり団体や、自治会への支援。学校部活動への物品寄付など、寄付者の共感を得やすい取り組みが数多く実施されております。また、空き家空き地の草刈作業を返礼品とするなど、地域の課題解決とふるさと納税制度を、効果的に結びつけた事例も見られます。本町におきましてもこれらの先進事例を参考に、岬町の実情に応じた活用方法を研究して参ります。

現在もシルバー人材センターによる墓掃除、お墓参り代行サービスを返礼品として提供しており、地域の高齢化や人手不足といった課題解決にも繋がっております。今後は地域活性化起業人制度による専門人材の知見も生かしながら、寄付者の関心を引き、地域課題の解決に繋がる返礼品や、ガバメントクラウドファンディングプロジェクトの企画実施に取り組んで参ります。

○坂原正勝議長 松尾匡君。

○松尾議員 何度も言うようですが、財政難、この悪循環っていうのはもう待ったなしでどんどん進んで参りますよね。もうこね財政難はもう岬町の財政なんていうのは皆共通認識だと思います。だからこそ、私も一生懸命提案してきたつもりですし、それをどんどんチャレンジしていくいただきたいな、本当に切に思います。それは誰のためかというと、もう住民のためですね。最終的には、あれこそ、一緒に頑張ろうでは、ありませんかということなんです。今度こそね、私が今日、提案した稼ぐ取り組みによる財源確保策を、できない理由を並べて、反故にするのではなくて、1度やってみる、精神でチャレンジしてもらいたいと切に願います。これこそ、住民、議会、行政が一体となって、行財政改革に取り組みたいというのが本当であるならば、ぜひその姿勢を見せていただきたいと思います。これこそ私が一貫して、今までお伝えしてきた。協働の仕組みづくりですよね。これをぜひ、実現していただきたいな。お願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○坂原正勝議長 松尾匡君の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

○坂原正勝議長 次に日程第2、議案第37号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長内山弘幸君。

○内山財政改革部長　日程第2、議案第37号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてをご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました7月の月例経済報告によりますと、景気は、アメリカの通商政策等による影響が一部見られるものの、緩やかに回復しているとされています。

しかし、今後の先行きについては、雇用所得環境の改善や、各種政策の効果が、緩やかな回復を支えることを期待されていますが、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクには注意が必要であり、加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下ぶれ等を通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。このような動向は本町においても相当の影響が及ぶと考えられることから、今後とも、地域経済の動向には注視して参ります。

本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、支出をしなければならない経費や緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1871万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7367万4000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。国庫支出金といたしまして、障害福祉システム改修委託料の財源としまして、障害福祉事務システム改修事業費補助金167万6000円を計上いたしております。

府支出金といたしまして、535万5000円を計上いたしております。内容といたしましては、介護予防拠点整備工事の財源として、大阪府地域医療介護総合確保基金事業補助金513万円を、近畿自然歩道清掃委託料の金額の決定に伴い、近畿自然歩道清掃委託金22万5000円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、604万1000円を計上いたしております。内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源として、財政調整基金繰入金474万6000円を、町道西畠線樹木伐採業務委託料や、佐瀬川自治区、里道補修工事等の財源としまして、多奈川財産区特別会計繰入金129万5000円をそれぞれ計上いたしております。

繰越金といたしまして、令和6年度決算の確定に伴い、前年度繰越金333万7000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、230万9000円を計上いたしております。内容といたしましては、令和6年度の利用料金分として、海づり公園納付金200万円を、大阪府からの受託事業費の決定に伴い、海釣り公園道の駅受託事業収入、大阪府受託事業30万9000円をそれぞれ計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、電気料金の高騰に伴い、集会所運営補助金51万3000円を計上いたしております。

民生費といたしまして、1363万9000円を計上いたしております。内容といたしましては、精神障害者に対する旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携等に伴う障害福祉システム改修委託料。268万6000円を、過年度の精算に伴い、障害者医療費府費負担金返還金。525万3000円後、青葉台児童遊園の一部を高齢者の介護予防拠点として整備するための設計業務委託料と、整備工事、合わせて570万円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、45万4000円を計上いたしております。内容といたしましては事業費の決定に伴い、近畿自然歩道清掃委託料22万5000円を、通行に支障が生じている土砂撤去のための林道小池線、土砂撤去工事に12万9000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、76万円を計上いたしております。内容といたしましては、大阪府からの受託事業費の決定に伴い、海釣り公園道の駅管理委託料30万9000円を、本町のタウンプロモーションを推進するための道の駅岬大型モニター購入費45万1000円をそれぞれ計上いたしております。

土木費といたしまして、135万2000円を計上いたしております。内容といたしましては、車の安全な通行を確保するための、町道西畠線樹木伐採業務委託料66万5000円を、イノシシにより荒らされた里道の補修のための、佐瀬川地区里道補修工事40万1000円を、岬公園前の交差点における新入炉の誤進入防止のための新入炉看板設置工事に18万6000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金といたしまして、令和6年度の利用料金分の納付に伴う海づり公園管理基金積立金200万円を計上いたしております。以上が補正予算の概要でございます。

なお本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。これをもつ

て提案理由の説明を終わります。

○坂原正勝議長 本件については、総務文教、厚生、事業委員会に付託の予定であります

ありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原晶議員 ただいま説明をいただきましたが、予算書の14ページ103ページ。ご説明いただいた。土木費、都市計画費、工事請負費に関わって、これはどこの委員会でし、事業委員会やねこれね。ですね。

なので、私は入っていないので、お尋ねしたいんですが。事業委員会の資料も確認させていただきまして、岬公園の入口の誤進入を防ぐということなんですが。これができるに至った経過をお聞きできればと思います。はい、答弁をお願いします。

○坂原正勝議長 吉田都市整備部総括理事。

○吉田都市整備部総括理事 ただいまの中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

内容ですが、府道和歌山阪南線からみさき公園内に進入する進入口で、和歌山側から進入して、大阪側から退出するという一方通行となっていますが、出口の方から車両が誤進入する事例が多く報告されておりまして、確かに、議員からも住民さんからの要望を受けてご指摘もあったことかと思います。タウンミーティングにおいても危険な、誤進入があると言われてまして。早急に安全対策をするということになったものです。

○坂原正勝議長 中原議員。

○中原晶議員 これは町がやると決めてやるとなった。と言う事なんでしょうか。その経過というのはね。ていうのが、今は私の名前も挙げていただいて、誤進入が発生しているので、危険だから、間違えへんように、何らかの対策をっていうことはね、大阪府との交渉の場でも、何回も伝えてきたことなんですよ。ただ大阪府はなかなか辛いですわ。はっきり言ってその場のは、答弁というかね話、答えとしてはね。

ただ、大阪府のその時の回答としては、みさき公園の開発がどうなるかつちゅう問題もあるので、今すぐどうこう、するつもりはないと。とは言え、岬町さんと相談をしていきたいみたいな感じのね。私もそのときの、別に録音録っているというわけでもないのでよく覚えてないんですけど、全くやる気ありませんっていうことではないけど、これほつといたら店晒しなと思うような、

回答いただいてたんですよ。

それで、今回こういうふうにね、事業化されるようなので、それで経過についてお聞きしたと。もしかしたら大阪府の方も頑張って動いてくれたんかなあと思ったけど、どうもそうではないと、いうことが確認できましたので、それで結構でございます。ありがとうございました。

○坂原正勝議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第37号、令和7年度岬町一般会計補正予算（第4次）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生事業の各委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、総務文教厚生事業の各委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第3、議案第38号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○坂原正勝議長 しあわせ創造部長 松井 清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第3、議案第38号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

本補正予算は前年度の介護給付費等の確定に伴う国府及び支払基金の負担金の精算に伴う返還金及び、前年度の剰余金の処理について編成をいたしております。それでは、議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7339万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1504万2000円とするものでございます。2ページをご参照願います。

第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきまして

ご説明いたします。なお詳細につきましては7ページ8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

繰越金といたしまして前年度繰越金7339万3000円を計上いたしております。

続きまして歳出予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の3ペー

ジをご参照願います。なお、詳細につきましては、9ページ10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

諸支出金償還金及び還付加算金としまして2188万9000円を計上いたしております。内容といたしましては前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国府支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして基金積立金としまして、5150万4000円を計上いたしております。内容といたしましては前年度の介護給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ですが、その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号、令和7年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第4、議案第39号、令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○坂原正勝議長 総務部理事 南 大介君。

○南総務部理事 日程第4、議案第39号、令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4748万1000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金129万5000円を計上いたしております。

次に、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、9ページ10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、繰出金として、一般会計繰出金129万5000円を計上いたしております。内容としましては、一般会計で実施します、町道西畠線樹木伐採業務、佐瀬川自治区里道補修工事及び林道奥池線土砂撤去工事への財源として繰り出すものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号、令和7年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第5、議案第40号岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○坂原正勝議長 総務部理事 南大介君。

○南総務部理事　日程第5、議案第40号岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。提案理由といたしましては、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

なお、説明につきましては、本議案書と併せて送付いたしております。岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正する条例案の概要により説明させていただきます。改正の趣旨につきましては、令和7年6月4日に公職選挙法施行令が改正され、最近における物価の変動等にかんがみ、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、本町の選挙においても、国政選挙と同様に公費負担の限度額を引き上げるものでございます。次に、条例改正の内容でございます。

岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費にかかる限度額の引き上げを行います。

具体的には、第8条において、選挙運動用ビラの作成の公営を現行単価7円73銭から、改正単価8円38銭に、第11条において、選挙運動用ポスターの作成の公営を現行単価541円31銭から改正単価586円88銭に改めるものでございます。

参考欄には、今回の改正による公費負担の上限額を記載しております。選挙運動用ビラに関しましては、枚数の制限が議会議員は1600枚、町長は500枚であり、選挙運動用ポスターに関しては、公営ポスター掲示場の数が、枚数の制限となります。直近の選挙での公営ポスター掲示場の数が87ヶ所であり、選挙運動用ポスターには加算費用として、固定額31万6250円を加算することになります。これらをもとに計算した公費負担の上限額を、改正後と現行で記載しております。なお、選挙運動用ポスターに係る加算費用の固定額については、今回改正はございません。最後に、施行期日等でございます。附則第1項において、この条例は公布の日から施行することとし、附則第2項において改正後の規定は、施行の日以後に告示される選挙から適用するということにしております。

以上が条例案の概要でございます。本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第40号、岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第6、議案第41号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり戦略室理事 廣田尚司君。

○廣田まちづくり戦略室理事 日程第6、議案第41号職員の勤務時間休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

提案理由としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、仕事と生活の両立支援の推進のため、関係条例2件本をまとめて、所要の改正を行うものです。

細かい条文改正の説明をする前に、1枚ものの添付資料、職員の勤務時間休暇等に関する条例及び、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の主な改正点という資料で、先に概要資料を説明させていただきます。

まず、1、趣旨としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い、部分休業の取得パターンの多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、所要の措置を講じるものです。

次に、2、条例改正内容ですが、(1)、この年齢に応じた柔軟な働き方を実

現するための措置としまして、制度が存在しても、制度内容制度の有無が当該職員が知らなければ、制度利用に繋がらず、この年齢に応じた、柔軟な働き方ができなくなります。今般の改正により、改正前は、妊娠、出産の申し出のあった職員には、育児休業制度、3歳未満の子を育てる職員には、育児に係る両立支援制度に関する情報提供等を当該職員行い、職員の意向確認の措置を講ずることとされておりましたが、改正後は、職員への情報提供及び意向確認が義務化され、意向を確認した事項への配慮も求められることとなりました。

次に、改正内容の（2）育児時間の多様化に係る関係規定の整備のところです。取得パターンの多様化部分休業の名称の整理として、取得時間制限が撤廃され、恒常的な活用ができる。1日につき2時間を超えない範囲の第1号部分休業に加え、スポット的な活用のできる1年に、10日相当を超えない範囲の第2号部分休業も加えられ、より柔軟な部分休業の取得が可能となりました。その他、改正内容としまして、法令改正に準じた条項ずれ字句修正の改正でございます。

3、施行日に関しましては、令和7年10月1日から施行で、付則第2項は公布の日からの施行としております。

それでは改めまして改正条文の説明をさせていただきますので、お手元の議案書と新旧対照表も併せてご参照願います。新旧対照表の方がわかりやすいので、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

まず、第1条部分の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正内容の説明です。第15条、介護休暇の部分ですが、法改正による条項ずれが生じましたので、引用条文の繰り下げをしております。

次に、続きまして、新たに追記される第16条の2。妊娠出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等ですが、妊娠出産等について申し出た職員や3歳に満たない養育する職員に両立支援制度を周知、意向確認するよう義務づけるものです。また、第16条の3及び第16条の4につきましては法令改正に合わせた字句修正と、条例号数の繰り下げをするものです。

続きまして、第2条部分の、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての改正内容の説明です。まず、第一条目的の部分ですが、第1条中、第19条第1項及び第2項を第19条第1項から第3項まで及び第5項に改め改めるもので、法改正による引用条文の繰り下げ復帰によるものです。次に、第17条、部分休業をすることのできない職員の部分ですが、法改正に準じた規定整備自己修正です。

次に、第18条部分休業の承認の部分ですが、表題部分を第1号部分休業の承認に変更し、部分休業の事故を、第1号部分休業に改め、さらに第18条の2から第18条の5までの条文を追加し、第2号部分休業の内容を新たに規定

するものです。これは、部分休業を、部分休業の取得パターンを多様化し、この年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充で、現行規定の、1日につき2時間以内の育児時間としての部分休業を、第1号5分休業とし、新たに第2号5分休業として、1年に10日相当時間その範囲で、範囲内で1日当たりの上限時間数なく、育児時間を取得できる部分救護、部分休業が創設されました。それぞれの部分休業が、改正育児休業法第19条第2項第1号及び第2号を委員をしているため、本条例でも、第1号部分休業、第2号部分休業としております。次に、第18条の2、第2号部分休業の承認の部分ですが、第2号部分休業は原則1時間単位の取得ですが、分単位で取得できる例外事項を規定しております。次に、第18条の3育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間の部分ですが、部分休業の請求をは通常通り、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。次に、第18条の4。育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間の部分ですが、第2号部分休業を取得できる日数時間で、条件職員も非常勤職員も1年につき10日以内。10日相当の時間数以内の取得となります。次に、第18条の5育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情の部分ですが、配偶者の負傷や入院、別居など、特別な事情がある場合に限り、部分休業の申し出の内容を変更できるという規定です。次に、第19条、部分休業している職員の給与の取り扱いの部分ですが、条例中の部分休業を育児休業法第19条第1項に規定する部分休業に改めるという法令改正による字句修正です。次に、第20条、部分休業の承認の取り消し事由についてですが、本条例第五条、育児休業の承認の取り消し事由の規定を単に部分休業に準用するものでしたが、法令改正による規定整備地区修正により、具体的な規定変更されます。

最後に付則の部分です。第1項の施行期日に関しては、令和7年10月1日とし、付則第2項の経過措置で、妊娠出産等の申し出のあった職員の意向確認等に関しては、本条例公布の日からの施行とし、法令の施行日に合わせた付則としております。また、付則第3項部分ですが、今年度は半年経過の施行であるため、第2号部分休業に関しましては半分程度の日数時間とするものです。付則第4項に関しましては法令の部分施行に合わせて、7月1日以降の部分休業さかのぼって、第1号部分休業とみなすものです。説明は以上となります。本件は総務文教常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 日程第7、議案第42号、岬町下水道条例の一部改正についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長 小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 日程第7、議案第42号、岬町下水道条例の一部改正についてご説明いたします。提案理由といたしましては、災害、その他非常の場合において、他の市町村の指定事業指定業者であっても、排水設備等に関する工事を行うことができるよう、本条例に所要の改正を行うものです。

条例案についてご説明させていただきます。議案書の裏面をご覧ください。あわせて、新旧対照表もご参照ください。

岬町下水道条例の一部を次のように改正する。第7条第1項に、次のただし書きを加える。ただし、災害、その他非常の場合において、町長が、他の市町村長（地方公営企業法第七条の規定により置かれた。下水道事業の管理者を含む）の指定を受けたものに、工事を行わせる必要があるときはこの限りではない。付則としましてこの条例は公布の日から施行する。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と伺っております。

よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

○坂原正勝議長 これをもって提案利用の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定でありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号、岬町下水道条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、事業委員会に付託することに決定しました。

○坂原正勝議長 お諮りします。日程第8、認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第10号、認定第8号、令和5年度岬町下水道事業会計決算の認定についてまでの8件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8、認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第8号、令和5年度岬町下水道事業会計決算の認定についてまでの8件は一括議題とすることに決定しました。

これより、令和5年度、成果報告、決算に関する説明を求めます。

成果報告について田代町長。

○田代町長 ただいま、議長のお許しを得ましたので、令和6年度、成果報告、決算に関する説明を行わせていただきます。なお、説明は要点を絞り、簡略化させていただきますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。また併せて、日程第8、「認定第1号、令和6年度岬町一般会計決算の認定について」から、日程第15、「認定第8号、令和6年度岬町下水道事業会計決算の認定について」を、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、一括提案申し上げます。

なお、令和6年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書はあらかじめ配付しておりますとおりであります。

さて、国の経済は、緩やかな回復を続けている一方で、各国の政治・経済状況や、食料品価格などの長引く物価高騰により、国民生活や企業活動に大きな影響をおよぼしております。このような状況において、本町では、住民の皆様、特に町の将来を担う、子供たちの明るい未来を少しでも支援できるよう、まちの将来を見据えた取り組みに重点的に注力して参りました。令和6年の年初には、能登半島地震により多くの被害が発生し、有事への「備え」の重要性が改めて認識された年でありました。また、人口減少、少子高齢化のさらなる加速への備えや、令和6年度は、令和7年に迎える町制施行70周年や、2025大阪・関西万博の前年であったことから、それらにも「備え」、町民の皆様との協働のまちづくりをより一層推進した年でもありました。有事への「備え」としましては、災害時に、本町が陸の孤島となった場合を想定して、海路による支援物資の輸送訓練を、「深日洲本ライナー」を活用して実施いたしました。また、大規模災害において、速やかに復旧・復興を進めるために、民間企業や他の自治体との間で、物的、人的支援を受けるための協定の締結に向け、積極的な取り組みを推進し、防災体制の強化に取り組んで参りました。

子育て、教育に関する取り組みとしましては、物価高騰による家計への影響が特に大きい子育て世帯への支援として、これまで実施してきた町立保育所の給食費の無償化に加え、令和6年度より町立小学校においても、給食費の無償化を実施し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図って参りました。また、私立幼稚園の給食給付費の助成や、こぐま園の給食費の無償化につきましても、令和6年度も継続して参りました。なお、令和7年度からは、中学校の給食費の無償化、町外の小中学校に通う児童・生徒の給食費の支援についても行っており、「子育てしやすい岬町」としての認知度が少しずつ高まっているところであります。また、保育所の保育料につきましては、令和6年度においても、0歳から2歳児の第1子課税世帯の保育料について、利用者負担額を半額とし、平成30年度より実施している第2子無償化とあわせて、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減を図って参りました。さらに環境整備に関する事業としましては、不審者の学校侵入防止対策として、小学校への防犯カメラの設置。及び中学校校門のオートロックシステムの改修を実施し、登下校時や、授業時間中の安全性を高め、安心して学べる環境づくりを進めて参りました。また、保育所等のICT化の推進といたしましては、令和7年2月より、保育所の欠席連絡などがスマートフォンなどから連絡することができる電子申請フォームによる受付を開始し、利用者の利便性の向上や、業務の質の向上と効率化を図って参りました。加えて、親子関係、学習関連などの様々な問題の対応に当たり、専門的知識や経験を有する。カウンセラーを配置することで、問題解決に努め、子育て環境のさらなる充実を図って参りました。教育相談事業につきま

しては、就学前からのきめ細やかな教育相談を実施するため、小中学校及び幼稚園にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置いたしました。また、学校現場で生じる問題に対応するため、教育の専門知識を持った弁護士（スクールロイヤー）との、相談体制を構築し、法的な側面からいじめ等の予防教育を行うことにより、事案への的確な対応及び未然防止に努め、相談体制の充実を図って参りました。妊婦、乳幼児保健施策としましては、出産子育て応援給付金による経済的支援。助産師等の専門職による伴走型相談支援を実施し、すべての妊娠・子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行って参りました。

次に、町制施行70周年の節目を迎えるにあたり、令和6年度には、住民団体、行政から成る実行委員会を設置し、ロゴマークやキャッチフレーズの公募を行うなど、町民、行政がより一層の協働を推進するとともに、町勢要覧や、動画制作を行い、未来へ向かって飛躍・発展する契機となるよう、機運醸成に取り組んで参りました。2025大阪・関西万博に向けましては、大阪観光局と連携し、本町への誘客を目指すターゲットの設定や、地域資源を活用した旅行商品の造成及び流通環境の整備、デジタルマーケティングを活用した効果的な情報発信に取り組んで参りました。また、万博首長連合が実施する「万博弁当プロジェクト」の食材募集に応募し、本町の「ブルーベリー」が採用されるなど、万博開催を契機とした、地域ブランドの推進にも取り組んで参りました。このように、令和6年度は、災害への備えはもとより、まちの明るい未来に向けた取り組みを継続して参りました。令和6年度決算の概要としましては、一般会計歳入決算額は約83億800万円。歳出決算額は約82億1900万円となっております。歳入歳出決算額の差し引きおよそ8900万円から翌年度への繰越財源500万円を差し引いた結果、実質収支はおよそ8400万円の黒字とすることができます。また、令和6年度の普通会計決算における実質収支につきましては、約8400万円の黒字、単年度収支につきましても、約400万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。一方、主な財政指標につきまして、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、普通地方交付税の増加等で、前年度から0.1%ポイント改善し、94.5%となり、一方で、実質的な公債費の負担の度合いをあらわす実質公債費比率は、下水道事業会計での企業債償還の財源に充てた繰出金の減少等で、前年度から0.6ポイント改善し、11.0%となりました。また、町債残高につきましては、令和6年度末には70億円を下回る約68億7800万円となり、平成6年度以来30年ぶりに70億円を下回ることができ、令和5年度末の約72億8400万円から、およそ4億600万円の減少となっております。財政調整基金をはじめとする一般会計所管の基金残高につきましては、令和6年度末

には9億5100万円となり、令和5年度末の約8億7300万円から約7800万円の増加となっております。

このように、令和6年度の決算につきましては、引き続き黒字決算を確保でき、経常収支比率と実質公債費比率も改善することができました。また、基金残高についても、財政調整基金をはじめ、庁舎整備基金などへの積み立てを行ったことで、基金残高は、令和3年度末以来3年ぶりの増加となりました。しかしながら、全国的な人口減少、少子高齢化が進行し、老朽化している公共施設の維持管理費等を考えると、本町の財政状況は依然として厳しい状況に置かれております。それに加え、昨今その規模、頻度が増している自然災害への対応等の様々な行政需要や、町民ニーズに合った持続可能な行政サービスを提供するためには、さらに基金残高を確保する必要があると考えております。そのため、今後につきましても、さらなる歳入の確保、歳出の抑制を推進し、行財政改革を緩めることなく取り組んで参ります。歳入の確保については、私自身が直接、交渉を重ね、新たな財源の確保に努め、すでに一定のめどが立ったものもございます。まず、大阪府から関西国際空港の容量拡張に伴い、関空の立地による負担と経済的効果が著しく均衡を欠く本町に対し、令和7年度には8000万円が支援される見込みとなっております。なお、令和8年度以降の支援についても、現在、協議を続けております。また、関西エアポート株式会社からは関空の容量拡張に伴い、関空の利用促進に資する観光促進等の事業に対し、令和7年度から年3000万円を10カ年、総額3億円が支援される見込みとなっております。また、関西電力多奈川発電所跡地には、私からの強い要望が実を結び、関西電力が中心となり、事業者となる国内最大規模の蓄電所が計画され、年平均約9000万円の町税の增收が見込まれております。行財政改革については、中長期的な、財政収支が均衡する財政基盤の確立と弾力性のある財政構造を目指して、新たな行財政改革計画である第4次集中改革プランを令和6年度に策定いたしました。

このプランでは、私自らが行財政改革に取り組む姿勢を示すため、私をはじめ、特別職の給与の一部をカットの実施、そして、苦渋の判断でしたが、管理職の管理職手当の一部カットもお願いしたところであります。このように、私自身が先頭に立って、職員とともに引き続き行財政改革に取り組んで参りますので、住民の皆様、そして議会の皆様におかれましても、ご理解、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

続いて、令和6年度に実施いたしました、施策の概要について、令和6年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第5次岬町総合計画の6つの「まちづくりの目標」に沿って説明申し上げます。

まず、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」でございます。住民の皆

様の健康を守る医療体制の確保につきましては、救急医療における小児科医師の不足が深刻化する中、大阪府、地域医師会、小児救急病院と連携し、課題解決に向けた取り組みを進めて参りました。あわせて、泉州南部初期急病センター及び泉州広域母子医療センターの安定運営や、泉州圏域2次救急医療体制の確保のため、財政支援を行って参りました。介護予防事業、生きがいづくりにつきましては、地域での自主活動の側面支援等の施策を推進するとともに、生きがいづくりや、高齢者虐待防止の取り組み、相談支援体制の充実など、地域支援事業を推進して参りました。さらに、生活支援コーディネーター事業を継続するとともに、住民主体による生活支援サービスの担い手の養成や、必要な支援・サービスの開発、関係者のネットワークづくりを推進し、また、送迎や、送迎前後の付き添い支援を行う住民主体のボランティアグループの立ち上げ支援や、補助なども行って参りました。健康増進施策としましては、すべての町民が健やかに暮らせるまちを目指して、健康格差の解消。ライフステージに合わせた効果的な事業を包括的に取り組むため、「岬町第三次健康増進計画及び第二次食育推進計画、第二次自殺対策計画」を令和6年度に策定いたしました。低い受診率が課題となっている癌検診につきましては、受診啓発の強化、並びに検診体制確保に取り組み、泉佐野市以南の3市3町での指定医療機関の確保や、個別肺癌検診の実施体制の整備を行い、受診者の利便性の向上に努めて参りました。健康ふれあいセンターにつきましては、利用者増加を目指すとともに、誰もが利用しやすい快適な施設環境の整備を進め、令和7年3月に、新たな指定管理者と基本協定を締結いたしました。子育て支援施策としましては、先ほどご説明させていただいた通り、子育て世帯の経済的負担の軽減、環境整備、相談体制の充実などに取り組むとともに、さらなる子育て支援施策の充実に向け、「第3期みさき子どもとおとなも輝くプラン」を策定いたしました。加えて、親と子の健康づくりを推進するため、みさき健やか親子21計画を、第3期みさき子どもとおとなも輝くプランに包括して策定いたしました。児童遊園の再編等につきましては、令和6年12月に、利用の少ない公園の廃止や転用の検討、多世代が利用できる公園への複合化等に向け、「岬町児童遊園再編成基本方針」を定めました。

次に、「あらゆる世代の人が豊かな心をよく育むまち」でございます。児童生徒の学力向上事業につきましては、AIドリルを活用し、基礎学力の定着を図るための学習支援を行うとともに、学力向上、思考力、判断力、表現力等の向上を図るため、本町独自の小学校学力診断テストを継続し、学力の把握、分析、検証と改善を図って参りました。教職員の業務負担の軽減及び、校務の効率化につきましては、校務支援システムを導入し、令和6年度は導入準備、及び教職員への研修を実施することで、令和7年度からの円滑な活用に向けた体

制を構築いたしました。また引き続き、小中学校にスクールソポーターを配置し、教職員の業務負担を軽減し、児童生徒への指導や、教材研究に注力できる体制づくりに努めて参りました。文化芸術育成事業につきましては、小学校にアーティストを派遣して、子供たちの創造性を育み、心が豊かに成長していくため、「学校アートプログラム」を多奈川小学校5年生を対象に実施いたしました。また、障害者理解教育を推進するために取り組んでいる「車椅子ダンス公演」についても、各小学校6年生をはじめ、保護者や地域の方も招待して実施いたしました。要保護、準要保護児童生徒援助事業としましては、経済的理由により就学が困難な児童生徒の、保護者に対する就学援助の支給対象項目に新たに「医療費」及び「通学費」を加え、制度の拡充を図って参りました。令和3年度より実施しております国指定重要文化財修復支援事業につきましては、興善寺の仏像3体及び本堂の修復事業が令和6年度にすべて完了いたしました。公民館・図書館等整備事業につきましては、令和6年度より、(仮称)岬町公民館・図書館等整備基本計画の策定に向け、府内での検討委員会において、立地や規模の検討を開始いたしております。

次に、「新たな活力と魅力があふれるまち」でございます。「道の駅みさき」運営事業につきましては、観光・交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信を行うとともに、本町のにぎわいの創出に努め、令和6年度は、町内外から120万人以上の方に訪れていただき、岬町内で消費いただくことで、生産者の所得向上や地域経済に貢献いただきました。農林業施策といたしましては、令和元年度に策定した「みさき農とみどり活性化構想」に基づき、道の駅みさき周辺の農地を農業公園として、整備を進めるため、「みさき農業公園基本計画」を策定いたしました。また、「森林環境譲与税」を活用して、道の駅みさきに隣接する稻荷池周辺において、木材を活用した休憩設備の設置を行い、良好な景観の形成を図るとともに、道の駅みさき来場者の憩いの場としての環境整備に着手いたしました。加えて、長松自然海岸の枯松について、魚付き保全保安林としての機能回復及び長松海岸の美観を維持するため、伐採工事を実施し、令和7年4月には、地域の皆様と一緒に植樹を行う「植樹イベント」を通して、新たに約480本の苗木を植樹いたしました。漁業振興につきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び、漁業振興に努めるとともに、「浜の活力再生プラン」などを活用した漁場の活性化について支援して参りました。観光振興施策としましては、岬町観光協会をはじめ、産・学・官の関係機関と連携し、観光庁の補助事業を活用することで、これまで課題であった観光資源の商品化にも取り組み、インバウンド向けの旅行サイトでの販売を開始し、令和7年度は、商品の磨き上げやプロモーションに取り組んでおります。企業誘致につきましては、関西電力

多奈川発電所跡地に進出したニューレジストン株式会社に対し、企業立地促進条例に基づく助成を行うとともに、関西電力、大阪府と連携して、発電所跡地への新たな事業者の企業誘致の取り組みを進め、本年4月には関西電力が中心となる事業者による国内最大規模の蓄電所事業所が決定し、立地協定の締結を行いました。また、多奈川地区多目的公園に誘致した、株式会社コーヨークリエイトの工場増設に向けた支援を行い、本年6月に新工場での操業が開始されました。

次に「豊かな自然の中で安心して暮らせるまち」でございます。防災活動の推進につきましては、「岬町地域防災計画」に基づき、本町の地域及び住民の生命、身体、並びに財産を災害から保護するため、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図って参りました。また本年3月に、国が今後30年以内に発生する確率を80%程度とした「南海トラフ巨大地震」などの大規模な災害への備えとしまして、令和5年度に引き続き、本町が土砂災害により陸路が寸断され、陸の孤島となった場合を想定し、「みなと」があることの強みを最大限に活かして、船舶を使った海路から円滑な救助活動や、被災者の生活支援を行う、「命のみなとネットワークの形成事業」に参加し、災害時支援物資海上輸送訓練を、近畿地方整備局や大阪湾、大阪港湾局、兵庫県洲本市と共同で実施するとともに、岬町消防団によるAEDを使った救命訓練や海路を使って、負傷者を救命センターへ輸送するシナリオでの訓練も併せて行い、町全体の防災対応力の向上に努めて参りました。災害時の避難支援としましては、「避難行動要支援者名簿」の登録・更新に継続して取り組んで参りました。加えて、「個別避難計画」の策定にあたりましては、「避難支援等関係者」となる自治区自主防災組織及び民生委員・児童委員協議会などとの継続的な支援体制の充実に努めて参りました。グリーントランスマーケティングの推進としましては、安心・安全で持続可能なまちづくりの推進のため、環境性能に特にすぐれた電気自動車及び、燃料電池自動車を購入した場合に要した費用の一部を補助いたしました。交通安全の推進としましては、自転車用ヘルメットを購入する方に対し、購入費用の一部を補助することで、自転車における事故防止を図って参りました。次に、「安全で快適な住み心地のいいまち」でございます。第二阪和国道の整備につきましては、平常時、災害時を問わず、地域の安全、安心を確保するために、早期の複線化に係る要望を継続して参りました。また、道路施策としまして、町道西畠線について、池谷集落から佐瀬川集落区間の詳細設計が完了いたしました。加えて町道宮下連絡線について、狭隘部の、車両等の通行支障の解消と津波発生時の高台への避難経路として、測量設計を実施いたしました。さらに、舗装の長寿命化と維持管理コストの削減を目的とした舗装修繕計画に基づき、町道畠線及び町道黒崎線の舗装修繕を実施いたしました。また、橋梁

の長寿命化と安全性を確保するため、朝日川、6号橋及び新浜川橋1号橋の補修を実施いたしました。都市公園である「みさき公園」につきましては、令和4年9月にPFI事業者との事業契約を締結以降、令和5年8月に、事業者から現行の公園計画の一部を変更したい旨の申請があり、本町は令和6年1月に公園計画及び事業日程の変更を承諾したことに伴い、事業スケジュールは約3年遅れることとなりました。令和9年の第1期エリアオープンなど、新たなみさき公園の整備に向け、今後も引き続きPFI事業者と協議を進めて参ります。いきいきパークみさきにつきましては、台風や豪雨により発生した地すべりに關しては、令和5年度に引き続き復旧工事を行うとともに、芝生広場においては、芝生の損傷が激しい箇所について、張替えを行い、小さな子供から高齢者まですべての世代が憩えるよう管理に努めて参りました。深日港の活性化としては、深日港と洲本港を結ぶ旅客船の運航を行うことで、大阪湾を周遊する広域的な観光振興の実現を図り、令和6年は初の試みとして、3月中旬から運行を開始しました。実績としましては、土・日・祝日運航では、初めて1万人を超える約1万1000人の方に利用いただき、商業施設や、交通機関の利用等を通じて、本町のにぎわいの創出に努めて参りました。下水道事業につきましては、深日緑4丁会の町道、緑四2号線で公共下水道工事を実施いたしました。町営住宅の長寿命化事業につきましては、居住性・安全性等を長期間にわたって維持するため、令和3年度に策定した。「岬町住宅長寿命化計画」に基づき、令和6年度は、多奈川平野北住宅の1号棟から15号棟までの改修工事を実施するとともに、令和7年度の工事実施に向け、多奈川平野北住宅16号棟から30号棟までと、浄化槽施設2棟の改修設計業務を実施いたしました。

次に「すべての人が輝くまちづくりを進めるまち」でございます。国が進めているデジタル化の推進につきましては、国の交付金を活用し、書かない窓口を実現するため、「申請書作成支援システム」、学校現場における事務の効率化、負担軽減を図るための「校務支援システム」、コミュニティバスの利便性を高めるための「キャッシュレス決済システム」を、それぞれ導入し、デジタル化の推進に取り組んで参りました。地方創生事業の推進にあたりましては、「ふるさと納税」の取り組みを推進し、返礼品を増やすなど、取り組みにより、約3000名の方から本町のまちづくりを応援いただき、2億7000万円を超える寄附をいただきましたなど、みさき・ゆめ・みらい基金の確保に努めて参りました。移住定住促進の施策としましては、町のPR番組制作を引き続き行うとともに、新たなポスター、リーフレットを作成し、町の認知度向上を図り、町の施策の内容を対外的に広報して参りました。また、町単独事業として、婚姻された方々に対し、「結婚祝い金事業」や「出産祝い金事業」を継続して実施するとともに、令和6年度からは、住民課の窓口にて出産または婚姻の届け出をされた

方に記念証の発行を始めました。さらに地方創生の取り組みを加速させるため、国の特別交付税を活用した地域おこし協力隊事業を引き続き行い、空き家の利活用、移住・定住支援、関係人口の創出に向けた取り組みを行って参りました。それらの取り組みの成果もあり、令和7年現在の本町の人口は、第3期岬町人口ビジョンで設定した目標推移を上回っている状況にありますが、少子高齢化や若年層の転出超過というような、本町を取り巻く厳しい状況を踏まえ、今後も手を緩めることなく、取り組みを進めて参ります。人権施策としましては、すべての人々の人権が尊重される社会と差別のない明るく住みよいまちの実現に向けた、人権啓発や人権教育、人権相談事業を積極的に推進するとともに、男女共同参画事業に取り組んで参りました。以上が令和6年度における主要施策の成果概要でございます。

これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の、多大なるご支援とご協力によるものと、改めて深く感謝を申し上げます。今後も、住民の皆様、議会の皆様、産・学・官の関係者の皆様と連携し、町の将来を見据えた取り組みを行い、町に対する「誇り」をさらに醸成できるよう、町政運営に取り組んで参りますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、各会計の收支状況につきましては、副町長の中口から説明させますので、よろしくお願ひいたします。本当にご清聴ありがとうございました。

○坂原正勝議長 次に、決算に関する説明について、中口副町長。

○中口副町長 それでは私の方からは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。先ほど町長からの令和6年度成果報告と同様に、要点を絞った説明とし、簡略化させていただきたく存じます。重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。決算書とともに送付いたしております。令和6年度決算説明資料の1ページをご覧ください。

まず会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては、歳入決算額83億600、813万1000円。歳出決算額82億1872万2000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源、507万2000円を差し引くと、実質収支は、8433万7000円の黒字決算となっております。国民健康保険特別会計などの特別会計の合計につきましては、歳入決算額48億4705万1000円、歳出決算額、47億9103万4000円となっており、実質収支は5601万7000円の、黒字決算となっております。続いて、企業会計の決算状況でございます。下水道事業会計につきましては、収益的収入額は、4億2030万8000円。収益的支出額は4億8087万2000円となっております。収益的収入から収益的、支出増を差し引いた当年度、純損失は6056万4000円となっております。また、資本的収入額は、2億939万3000円、資本的支出額は3億2191万7000円となっております。資

本的収入額が資本的支出額に不足する額1億1252万4000円は、引き継ぎ金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分、損益勘定留保資金で補填したところでございます。次に、2ページをご覧ください。普通会計財政収支の状況でございます。令和6年度の普通会計決算は歳入総額83億326万2000円。歳出総額82億1385万3000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源、507万2000円を差し引くと、実質収支は、8433万7000円の黒字決算となっております。

次に普通会計決算の歳入歳出の特徴につきまして、ご説明いたします。令和6年度決算は引き続き黒字を確保することができました。まず歳入決算におきましては、町税が、定額減税や、評価替え等の影響で減少した一方、譲与税交付金は、定額減税の減収補填等の影響で増加しました。地方交付税も、普通地方交付税の増加により全体として大幅に増加いたしました。繰入金は、財政調整基金、繰入金が皆減になったこと等で大幅に減少し、地方債も減少いたしました。

その結果、最終歳入全体では、令和5年度から1億5400、11万900円。率にして1.8%の減少となりました。次に、歳出決算につきましては、人件費が、人事院勧告の影響や退職手当の増加等により、大幅に増加し、補助金等も増加いたしました。繰出金は下水道事業会計繰出金の減少等により減少いたしました。普通会議が普通建設事業費は減少となった一方で、災害復旧事業費は、多奈川地区多目的公園の災害復旧工事の進捗により増加いたしました。その結果歳出全体では、令和5年度から1億6050万6000円、率にして1.9%の減少となりました。また、令和6年度の形式収支は、8940万9000円、翌年度に繰り越すべき財源は507万2000円であり、実施収支は、令和5年度から、増加し、8433万7000円となっております。続いて3ページをご覧ください。財政構造の弾力性を示す。資料の1つである経常収支比率は、対前年度の対前年度、コンマ1ポイント減少の94.5%となっております。

次に地方債現在高につきまして、普通会計における令和6年度末現在高は68億7794万円となっており、令和5年度から4億643万4000円減少いたしております。これに企業会議を加えた令和6年度末現在高は98億1708万7000円となっており、令和5年度から4億8662万5000円減少いたしております。続きまして基金につきましては、一般会計所管の令和6年度末現在高は、9億5090、5090万7000円となっており、令和5年度から7752万6000円増加いたしております。これに特別会計所管の基金を加えた令和6年度末現在高は14億3470万2000円となっており、令和5年度から4885万3000円増加いたしております。なお、健全

化、判断比率につきましてはこの後の議案において報告させていただきますので、この場では省略させていただきます。最後に4ページをご覧ください。地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分に係る令和6年度、歳入決算額は2億684万円となっております。一方、社会復帰保障施策経費全体の令和6年度歳出決算額は28億3116万5000円となっております。以上のように、普通会計の決算におきましては、来年度も、本年度も前年度と引き続き黒字と黒字を確保でき、地方債残高は減少。基金残高は増加いたしましたが、本町の財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあることは変わりございません。こうした環境下におきましても、今後も財政基盤の確立と、財政構造の弾力性の回復を目指し、引き続き行財政改革を、積極的に推進することで、総合計画の実現に向け取り組んで参りたいと考えております。以上が令和6年度の各会計の決算概要でございます。説明は以上でございます。

なお本件は、総務文教厚生事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○坂原正勝議長 ただいま説明のありました決算の認定に係る8議案については、総務文教厚生事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。ただいま議題となっております日程第8認定第1号令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第10号認定第8号令和6年度岬町下水道事業会計決算の認定についてまでの8件は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって本8件については、総務文教厚生事業の各常任委員会に付託することに決定しました。お諮りします。

日程第16報告第6号令和6年度岬町健全化判断比率の報告についてから、

日程第17報告第7号令和6年度岬町下水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの2件は一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○坂原正勝議長 異議なしと認めます。

よって、日程第16報告第6号令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第17、報告第7号。令和5年度岬町下水道事業会計。資金不足比率の報告についてまでの2件は、一括議題とすることに決定しました。

日程第16報告第6号についての報告を求めます。

○坂原正勝議長 財政改革部長内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第16報告第6号令和6年度岬町健全化判断比率の報告についてをご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第1項の規定により報告を行うものでございます。

令和6年度決算における各指標の比率ですが、まず、一般会計等を対象にした。実質赤字の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じておりません。

次に連結実質赤字比率は全会計を対象とした、実質赤字の標準財政規模に対する割合を言いますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じおりません。

続いて実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言います。

令和6年度におきましては、実質公債費比率は11.0%となっており、前年度の11.6%から0.6ポイント、減少いたしております。最後に将来負担比率は、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。令和6年度につきましては、104.2%となっており、前年度の107.0%から2.8ポイント減少いたしております。主な要因といたしましては、地方債現在高が減少したことや、財政調整基金への積み立て等により、基金現在高が増加したことなどで前年度から減少いたしました。各費用の早期健全化基準につきましては括弧書きにより示させていただいております。監査委員から付された審査意見書におきましても、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き、健全な財政運営に努められたいとされております。

なお各指標の積算の基礎数値は、決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。地方財政状況調査につきましては現在大阪府を通じて、総務省へ提出され、国の方で研修をしているところでございます。

従いまして国などからの修正等の指示に従い、今回報告させていただいた各比率に変更が生じる場合がありましたら、改めて報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度岬町健全化判断比率の報告は以上でございます。

○坂原正勝議長 続いて、日程第17報告第7号についての報告を求めます。

都市整備部長小坂雅彦君。

○小坂都市整備部長 日程第17報告第7号令和6年度岬町下水道事業会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。岬町下水道事業会計におきまして、令和6年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は、事業の規模に対する資金の不足額の割合を経営健全化基準は20%となっております。令和6年度岬町下水道事業会計士は、出勤。不足比率の報告は以上でございます。

○坂原正勝議長 これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○坂原正勝議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、日程第16報告第6号令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第17報告7号令和5年度岬町下水道事業会計資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会となります。各常任委員さんには、委員会付託分の審査について、よろしくお願ひいたします。

次の会議は9月9日の全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。どうもご苦労さまでした。

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和7年8月20日

岬町議会

議長 坂原正勝

議員 奥野学

議員 道工晴久